

第四章

第七期に推進する7つのプロジェクト

7つの推進プロジェクト概要

第七期においては、重点課題である「地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進」を図るため、以下の7つのプロジェクトを推進します。

推進プロジェクト1. 地域との協働によるネットワークと環境の整備

地域におけるワンストップの相談窓口を区全域に整備するとともに、地域との協働による支え合いのネットワークを強化して、高齢者が安心、安全に生き生きと生活できる環境を創ります。

推進プロジェクト2. 健康づくりと介護予防サービスの充実

心身状況に応じた健康づくりの充実を図ることにより健康寿命の延伸を目指します。また、介護予防サービスの利用促進により、住み慣れた自宅で自立して暮らせる期間の延伸を支援します。

推進プロジェクト3. 介護保険サービスの充実

認知症や障害、病気等により、要介護度が中重度になっても、本人、家族の意思を尊重しながら、可能な限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、本人と家族の双方を支援します。

推進プロジェクト4. 認知症高齢者を支える施策の推進

今後も認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症に対する正しい理解を普及啓発していくとともに、本人と家族が安全に安心して地域で生活できるよう地域ぐるみで支援します。

推進プロジェクト5. 医療と介護の連携の推進

高齢になると医療と介護の両方を必要とする人が増加するため、本人、家族の意思を尊重しながら、医療職、介護職などの多職種が連携して療養環境を整え、適切なケアを提供します。

推進プロジェクト6. 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

住み慣れた家での生活の継続が難しくなったときのセーフティネットとして、多様な入所・入居系施設の整備検討を進めるとともに、施設の自主的なサービスの質の向上を支援します。

推進プロジェクト7. 福祉人材の確保、育成

地域包括ケアを一層推進するとともに、介護サービス等を安定的に供給するため、多様な福祉人材の確保、育成の方策を検討、実施するとともに、住民の地域福祉への参画を推進します。

背景とねらい

品川区においても高齢者が増加していますが、その約8割は元気高齢者で就労、家事、趣味、地域活動など生き生きと活発に生活しています。高齢者は、一律に支援を必要とする社会的弱者ではなく、ともに社会を支える一員です。加齢による心身機能の低下や認知機能の低下が進むと、支援が必要になる場面が増えてきますが、そうした状況においても本人の意欲やできることを尊重することが重要です。

しかし、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加、地域住民の絆の希薄化などにより、家族による介護や公的な介護サービスだけではカバーしきれない課題も増加してきています。東日本大震災等の自然災害発生時には、地域住民による助け合いが大きな力を発揮しており、日頃から地域住民による支え合いが求められています。こうした状況をうけ、「地域福祉計画」に「すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を統合した改定を予定しています。地域のニーズの把握や地域住民の声を聞きながら、自助、互助、共助、公助のバランスの取れた地域を目指して、区民と区の連携を強化することで、重層的な連携としくみを充実し、「品川の地域力」の向上を図っていきます。

<地域との協働によるネットワークと環境の整備>

施策の方向性	主要な事業
(1) 社会参加活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就業機会の充実 ■ 趣味や生涯学習を通じてのボランティア活動の推進
(2) 地域に根ざした支え合い活動の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支え合いのしくみの充実と支え合い活動の推進 ■ 生活支援体制整備事業の推進 ■ 高齢者クラブ、ほっとサロンの利用促進 ■ 災害時の支援の充実
(3) 見守りのしくみの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りの充実 ■ 孤立死ゼロに向けた7つの取り組み ■ 虐待防止の取り組みの充実

(1) 社会参加活動の推進

1) 就業機会の充実

- 高齢者の就業ニーズは質的にも量的にも拡大しており、一人ひとりの生活スタイルや考え方に対応した就業メニューの整備が求められています。
- 区では、高齢者の豊かな知識や経験を生かした就業や短時間就業など、現役世代とは異なる「高齢期の働き方」に配慮しながら、総合的な就業支援を行っていきます。
- また、ボランティア活動など活動メニューの充実を図っていきます。

■主な事業

<p>サポしながわの充実 (シルバー人材センターとの連携)</p>	<p>2002(平成14)年4月、概ね55歳以上の人の就業支援サービスを行う総合相談窓口『サポしながわ』を品川区シルバー人材センターに開設し、2012(平成24)年10月からは、「品川区就業センター」隣へ移転しました。ハローワークやシルバー人材センターとの連携を一層強化し、利便性の向上と機会の拡大を図ります。</p> <p>サポしながわでは、窓口での就業相談とともに合同面接会やミニ就職面接会を随時開催しています。また、地域に密着した求人の開拓も行い、求職者のニーズに合った就職先を開拓しています。</p>
--	--

2) 趣味や生涯学習を通じたボランティア活動の推進

- 高齢者の地域での活動への参画意欲や活動志向は高く、住み慣れた地域での社会参加活動への関心は高まっています。
- 区では、ボランティア活動を高齢期の新たな生きがい・社会参加活動と位置付け、活躍の場としてシルバーセンター、小中学校の空き教室等の既存インフラの活用を進めるとともに、高齢者の主体的な活動意欲を育み支援していきます。
- 住民にとって身近な集いの場をつくり、住民が趣味や生涯学習を通じて世代を超えて交流ができるよう、様々なボランティア活動を推進します。
- 高齢者が高齢者を支えるボランティア活動を身近で気軽に行うための支援として、地域貢献ポイント事業の充実を図ります。

■主な事業

<p>シニア世代の活動支援の充実</p>	<p>戦後生まれの団塊の世代が高齢期を迎えていることから、そのニーズに対応した地域における社会参加の機会と場を提供することにより、シニア世代の活動支援を充実します。</p>
-----------------------------	--

<p>地域貢献ポイント事業の充実</p>	<p>概ね 60 歳以上の高齢者を対象に、区、NPO法人、社会福祉法人などが実施する指定ボランティア活動を行うことによりポイントを付与し、そのポイントを社会福祉団体へ寄付したり区内共通商品券と交換することなどができます。</p>
<p>シルバーセンター等の活用</p>	<p>区内には、シルバーセンターをはじめとして、西大井いきいきセンター、こみゆにていぷらざ八潮など、元気な高齢者のための活動スペースがあります。 健康づくり、介護予防拠点、ヤングシニア層の地域活動やボランティア活動の交流の拠点として、シルバーセンター等を多面的に活用します。</p>
<p>おとしよりと子どものふれあい事業の実施</p>	<p>子どもが高齢者の知恵と経験を学ぶ機会と場を提供し、高齢者の生きがいづくりの場を拡大します。</p>

(2) 地域に根ざした支え合い活動の拡充

- 高齢者の増加や世帯構成の変化等により、様々な支援や見守りを必要とする高齢者が増えています。行政サービスだけでこうした高齢者を支えることは困難であることから、区では、身近な地域で多種多様な主体が支え合うしくみを整備し、地域福祉を推進しています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象とした地域の支え合い活動として、話し相手や相談助言、見守り、関係機関への連絡などを行います。
- 地域センターの機能の強化、品川区社会福祉協議会や地域団体、NPO法人や企業など、関係機関との連携・強化を図りつつ活動を活性化させ、様々な取り組みを推進しています。
- 災害時には行政による支援が十分に行き届くまでには時間がかかり、これまで発生した災害でも、初動時には地域での支え合いが重要な役割を果たしてきました。そのため区では、災害時に地域で要援護者を支援する体制づくりに取り組んでいます。

1) 支え合いのしくみの充実と支え合い活動の推進

- これまで進めてきた「ふれあいサポート活動」は、昔からあった地縁による相互扶助システムを新しい形で再生させた地域の相互支援活動として、地域に根ざした組織が核となり、ゆるやかな支え合いのネットワークの構築を目指してきました。
- 区内 13 地区の「地区ふれあいサポート活動会議」において、町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブやボランティア、PTAなど様々な区民が参加し、各地区におけるニーズ把握などの情報収集、情報交換を行い、配食サービスや高齢者懇談会などの地域特性に応じた活動を展開してきました。
- 「支え愛・ほっとステーション」は第五期に2地区で展開し、関係機関との連携・強化を図りつつ運営のノウハウを蓄積してきました。第六期は実施地区を拡大して、2017

(平成 29) 年から全 13 地区で事業を開始しています。全区展開したことにより、従来の「ふれあいサポート活動」と「支え愛・ほっとステーション事業」を統合し、「支え愛活動」と称し、相互に連携・協力のもと実施してきました。

- 今後は、「支え愛・ほっとステーション」と「地区支え愛活動会議」などが中心となり、区内全域および各生活圏域において、地域の皆さんを支えるしくみをさらに推進していきます。

■主な事業

<p>支え愛・ほっとステーション事業の充実</p>	<p>地域センター内に区社会福祉協議会のコーディネーターを配置し、地域の福祉に関わる身近な相談・支援につなげる調整を行う「支え愛・ほっとステーション事業」を品川第二・荏原第二地区で先行実施した後、「支え愛・ほっとステーション事業」を区内全域へ展開しました。今後は「地区支え愛活動会議」と連携し、支え合いのしくみを充実していきます。</p>
<p>地区支え愛活動会議の実施</p>	<p>町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、PTAなど様々なメンバーが参加し、情報交換や地域に密着した支援活動を行う「地区支え愛活動会議」を定期的開催しています。</p>
<p>高齢者懇談会の充実</p>	<p>75 歳以上のひとり暮らし高齢者の介護予防と健康・生きがいの充実を図るために、民生委員を中心に月 1 回（1 月、8 月を除く）集まり、会食や楽器の演奏などを楽しんでいます。</p>

2) 生活支援体制整備事業の推進

- 全 13 地区に配置された「支え愛・ほっとステーション」のコーディネーターが生活支援コーディネーターの役割を担います。生活支援コーディネーターは在宅介護支援センターのケアマネジャーと並ぶキーパーソンとなることから、人材の育成、業務支援、連携を強化していきます。
- 生活支援コーディネーターと生活支援サービスの多様な提供主体が集まり、定期的情報共有や連携強化を図ることを目的とした会議体を設置し、支え愛活動推進委員会を第 1 層協議体として位置付け、地域課題の整理や区に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、元気高齢者等が担い手として活躍できる場の創出など、区全体の「地域の社会資源の開発」等の検討を行います。
- 地区支え愛活動会議は第 2 層協議体として位置付け、各地区における関係者間の情報共有や地域課題の整理、各種調整など、日常生活圏域で具体的な活動を展開していきます。

3) 高齢者クラブ、ほっとサロンの利用促進

- 高齢者クラブは、会員の居場所であるとともに、友愛活動を通して地域での様々な活動を行っています。
- ほっと・サロンは、地域のボランティアによって運営され、高齢者のみならず子ども・

■推進プロジェクト1：地域との協働によるネットワークと環境の整備

親子を対象とした多様なサロンが展開されています。

- しながわシニアネットや山中いきいき広場運営協議会など、高齢者の主体的な取り組みにより多様な事業が展開されています。
- 区では、区社会福祉協議会等と連携し、これらの活動を支援していきます。

■主な事業

<p>高齢者クラブの活動の充実</p>	<p>高齢者クラブは町会等を単位に結成した自主的なグループで、健康教室、茶話会のお誘いなど的高齢者相互の助け合いや趣味、花づくりなど、地域で活動しています。</p>
<p>ほっと・サロンの運営支援</p>	<p>閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対する地域での見守りやボランティア活動、町会等の住民の共助活動を支援します。高齢者や子育て世帯等が気軽に集える地域交流拠点を整備し、地域ボランティアによる「茶話会」「食事会」「各種健康体操、趣味・教養活動」を実施しています。施設の事業運営も地域住民が行います。 2018（平成30）年3月末現在、ほっと・サロンは17カ所63サロンが活動しています。</p>
<p>高齢者外出習慣化事業</p>	<p>NPO法人等が運営主体となり、会場で調理した栄養バランスのとれた食事の提供やミニ講座の開催等により、閉じこもりがちな高齢者の外出を支援します。また、調理や配膳等をボランティアスタッフが担当し、高齢者を支えるボランティア活動も推進します。</p>
<p>しながわシニアネット（いきいきラボ関ヶ原）の活動の充実</p>	<p>「しながわシニアネット」は「いきいきラボ関ヶ原」を活動拠点に、シニア世代からの社会参加を促進するため、健康・いきがい・仲間づくりのための各種事業を実施しています。 活動内容は、区の委託事業（パソコン教室やタブレット教室等）をはじめ、自主事業として、ストレッチ・ヨガ講座等各種健康講座、喫茶コーナーなど、多様な活動を展開しています。また、会員によるパソコン・趣味を生かしたサークル活動も行っています。</p>
<p>山中いきいき広場運営協議会活動の充実</p>	<p>山中小学校内の空き教室を活用して、地域の中高年の活動の場と交流の機会を提供しています。活動内容は、区の委託事業の運営や各種自主企画講座の開催、ふれあい事業として、伝統文化であるお茶や生け花などを通じた児童との異世代交流、施設の貸し出し等、様々な自主的活動を実施しています。また、学校行事や地区事業への参加など、地域等との連携も積極的に行っています。</p>

4) 災害時の支援の充実

- 在宅における医療対応が必要な高齢者等については、区（高齢者福祉課・障害者福祉課・保健センター等）のほか、在宅介護支援センターや介護保険サービス事業者などが個別に把握をし、緊急時には安否確認を行うこととしています。
- 今後は、東日本大震災の経験をふまえ、緊急時（震災、異常気象による熱中症対策、インフルエンザなどの感染症対策など）において、特に個別対応が必要な高齢者等の状況を迅速かつ的確に把握し対応していくため、地域ケア会議の充実など日頃からの福祉・介護・医療等の連携を強化し、情報の共有化と緊急時における対応の役割分担を明確にしておくなど連携体制の強化に努め、不測の事態に備えていきます。

■主な事業

災害時要援護者名簿の作成・提供	災害発生時における要援護者の支援に使用するため、対象者に登録意向調査を行い、登録希望者の名簿を作成し、町会・自治会等に提供しています。
災害時要援護者個別支援プランの作成	個々の要援護者ごとに、支援者の確保と支援者同士の連絡体制を構築するための個別支援プランの作成を支援します。
災害時要援護者避難誘導ワークショップの実施	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人の安全確保を目的に、町会・自治会が車いす等で避難路のまち歩きを行い、要援護者の避難誘導方法の検証や支援体制づくりを行っています。
防災アドバイザー研修・防災ステップアップ研修の実施	避難誘導ワークショップの企画・進行を含めた防災に関する基本的な知識を身につけるための「地域の防災リーダー」育成研修を開催しています。
震災時等に対応できる福祉・介護・医療等の連携体制の強化	緊急時にも医療依存度の高い要介護高齢者へ適切な対応ができるよう、情報共有など関係機関の連携体制強化についての検討をします。

(3) 見守りのしくみの充実

- 区では、高齢者等の多様な生活状況等に合わせ、高齢者等の見守りを推進しています。第七期も引き続き、必要な人には様々なしくみを組み合わせて必要な支援が届く地域づくりを目指していきます。
- ひとり暮らし高齢者等の急増にともない、社会問題化した孤立死を予防するため、地域が主体となり、ひとり暮らし高齢者等の生活に密接に関わっていく中で見守りの体制を築き、重層的なネットワークへとつなげています。

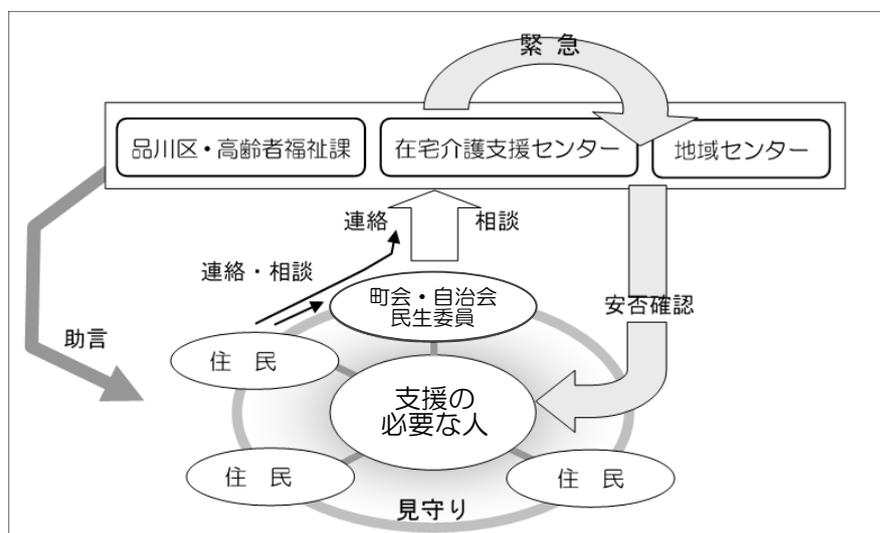
1) ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りの充実

- 区では、これまでも地域での福祉の相談窓口である民生委員による見守り活動などを実施してきました。
- ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中独居世帯、認知症高齢者等、見守りを必要とする高齢者が増加しており、今まで以上により多くの主体を取り込んだ地域ぐるみでの見守りのしくみの強化が求められています。
- そうした人々を対象とする地域の支え合い活動を充実し、話し相手や相談助言、訪問や電話等での見守り、関係機関等への連絡などを行います。必要な人には、センサー、情報通信機器等を活用した24時間体制の緊急通報システム等の利用も推進しています。
- また、町会・自治会をはじめ、マンションの管理組合や地域の金融機関、新聞配達店、コンビニエンスストアなどの民間企業等、多様な機関が相互に連携し、地域ごとに見守り体制を強化していきます。

2) 孤立死ゼロに向けた7つの取り組み

- 見守りについては、必要性の高いひとり暮らし高齢者に「孤立死ゼロに向けた7つの取り組み」を展開しています。
- 通報があれば救命できた可能性のある事例、死亡後数週間発見されない事例など、孤立死の発生はご本人の尊厳に加え、遺族や地域住民に与えるショック等も大きく、未然に孤立死のリスクに対応することが重要です。本人、家族がリスクを認識して、日頃から意識して人と頻繁に交流することが効果的です。しかし、ひとり暮らし世帯において、人が24時間見守ることは難しいため、センサーや情報通信機器を活用した見守りのしくみも普及しており、体調不良、転倒、ケガなどの際に救助される事例が増えています。
- 区では、相談や通報に対して、個人の心身状況、世帯の状況等のニーズやリスクにあわせた見守りを進めていきます。

■孤立死ゼロに向けた高齢者等の見守り事業による支援イメージ



孤立死ゼロに向けた7つの取り組み

- ① 実態把握等の取り組み
 - ◆ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯等実態調査
ひとり暮らし高齢者世帯（75歳以上）および高齢者のみの世帯を対象とし、民生委員・児童委員の訪問による実態調査および台帳整備を3年に1回実施。
 - ◆ 災害時要援護者名簿の整備
- ② 普及啓発等の取り組み
 - ◆ パンフレット、講演会などによる啓発活動
- ③ 安否確認システム等の取り組み =人を介して確認する方法=
 - ◆ 高齢者相談員事業（民生委員・児童委員の訪問による相談助言）
 - ◆ 在宅サービスセンター配食サービス
 - ◆ さわやかサービス
 - ◆ 高齢者宅等のゴミの各戸収集
 - ◆ 地域見守り活動および支援対策
 - ◆ 訪問ボランティア事業
 - ◆ 支え愛ほっとレター（書留はがきの送付）
- ④ 緊急通報システム等の取り組み =機器等により確認する方法=
 - ◆ 徘徊高齢者探索システム
 - ◆ 区立高齢者住宅（生活リズムセンサー）
 - ◆ 緊急通報システム（民間受信センター型・生活リズムセンサー）
 - ◆ 夜間対応型訪問介護（介護保険の特別給付を活用した利用対象者の要件緩和）
- ⑤ サロン等集う場の取り組み
 - ◆ 高年者懇談会 ◆ ふれあい健康塾 ◆ ほっとサロン
- ⑥ ネットワーク構築等の取り組み
 - ◆ 在宅介護支援システム ◆ 認知症サポーター養成 ◆ 虐待防止ネットワーク
 - ◆ 支え愛活動 ◆ 地域見守りネットワーク
- ⑦ 相談事業等の取り組み
 - ◆ 高齢者相談員事業 ◆ 在宅介護支援センターによる総合相談
 - ◆ 支え愛・ほっとステーションによる福祉相談

3) 虐待防止への取り組みの充実

- 区では、介護疲れや経済的困窮等を原因とする高齢者虐待の相談・通報ケースが後を絶たないことから、高齢者虐待防止ネットワークの強化に取り組んでいます。
- 2006（平成18）年4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を受け、家庭内介護や閉塞的な施設内介護で起こり得る高齢者への虐待に対し、組織的・体系的な対応に努めています。
- また、地域包括支援センターが担うこととされる虐待防止や権利擁護の機能を強化するために、虐待防止マニュアルを策定し、高齢者の権利と尊厳を確保します。
- 2012（平成24）年度からは「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を組織し、高齢者のみならず児童・障害者虐待、配偶者暴力を含めた包括的な虐待の未然防止・早期発見・適切な支援・保護を図っていきます。
- そのため、地域における児童虐待や高齢者虐待などの情報を24時間受け付ける専用電話を設置しました。子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るためのしくみであり、通報者の秘密を厳守するとともに、家庭内における虐待等の早期発見と適切な対応につなげています。

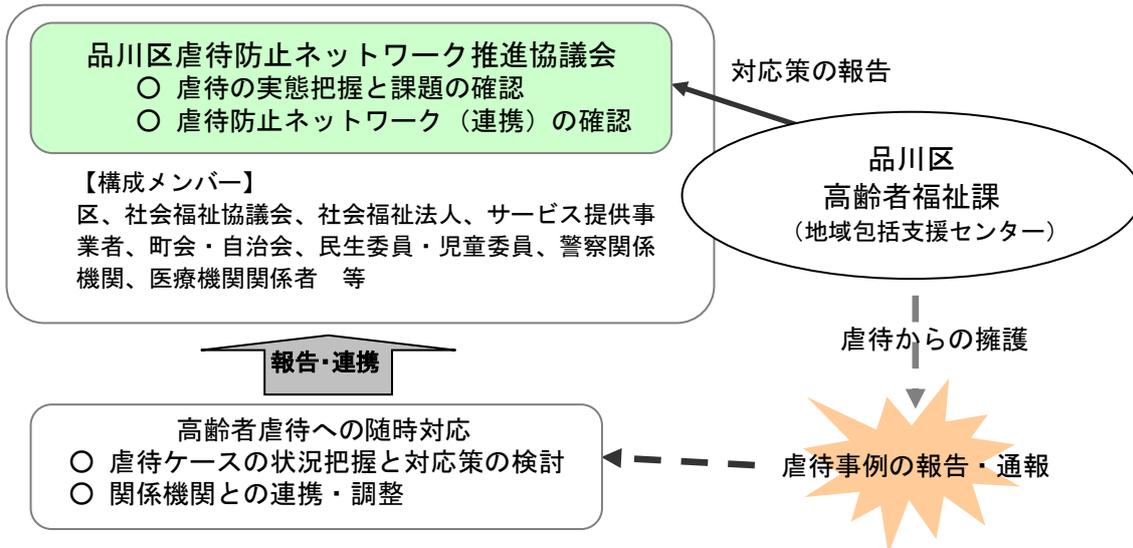
■主な事業

<p>民生委員・児童委員による見守り活動の実施</p>	<p>民生委員・児童委員が高齢者世帯等を訪問し、話し相手や相談助言などを行い、必要なケースについて関係機関等に連絡しています。</p> <p>3年に1度の改選翌年度に、ひとり暮らし高齢者等に関する一斉調査を行い、見守りが必要な人を把握します。</p>
<p>民間企業等と連携した高齢者等地域見守りネットワークの構築</p>	<p>金融機関や水道局、新聞配達店、宅配事業者等の協力を得て、日頃の訪問で高齢者等の異変を察知した場合、速やかに区に通報してもらい、円滑な対応につなげます。</p>
<p>緊急通報システムの整備（生活リズムセンサーの配備）</p>	<p>自宅内で病気や事故・火災などの緊急事態に通報ボタンを押したり、生活リズム（動作確認）センサーや火災警報器が作動することにより、民間受信センターから派遣員が援助に駆けつけ、対応します。</p>
<p>しながわ見守りホットラインの設置</p>	<p>子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るためのしくみで、児童虐待や高齢者虐待などの情報を24時間受け付ける専用電話です。</p> <p>通報者の秘密を厳守するとともに、家庭内における虐待等の早期発見と適切な対応につなげています。</p>

■ 高齢者虐待防止ネットワークの概要

品川区が高齢者虐待に対応するために介入を行う際の基本的な考え方

- * 高齢者の安全・安心の確保を最優先する。
- * 家族の生活安定のために支援する。
- * 長期的な視点に立ち「関係性」を重視して支援する。
- * チームアプローチで正確な情報収集と客観的判断を行う。
- * 個人情報・プライバシーに配慮する。



背景とねらい

区では多様化する高齢者ニーズや社会参加に対する関心や意欲の高まりに対応するため、高齢者が活躍できる選択肢を幅広く用意し、効果的に提供していきます。高齢者の就労や社会参加を促進することで、高齢者の自立性を維持・向上させるだけでなく、元気な高齢者が担い手となって介護の必要な高齢者のお手伝いをするといったことも期待されます。さらに高齢者の豊富な経験や知識を生かした活動を充実することで、地域の活性化を進めていきます。

また、高齢者ができるだけ自宅での生活を送ることができるような支援やサービス基盤の確保が必要になっています。必要とされる支援やサービスは一人ひとり異なるものです。区では、多様なニーズに応じることができるしくみづくりを進めていきます。地域包括ケアシステムの充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで、住み慣れた地域での在宅生活を支援します。

<健康づくりと介護予防サービスの充実>

施策の方向性	主要な事業
(1) 健康づくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■健康づくりを支援する事業の充実 ■健康づくり推進委員事業の推進
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の体系化と介護予防マネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■品川区介護予防・日常生活支援総合事業の体系化 ■介護予防マネジメントの強化 ■利用者の主体性に基づく介護予防の推進
(3) 自立支援を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■一般介護予防事業の内容の充実 ■介護予防・生活支援サービス事業の推進 ■一般介護予防事業終了後の自主的な活動の促進 ■シルバーセンター・ゆうゆうプラザの介護予防拠点整備

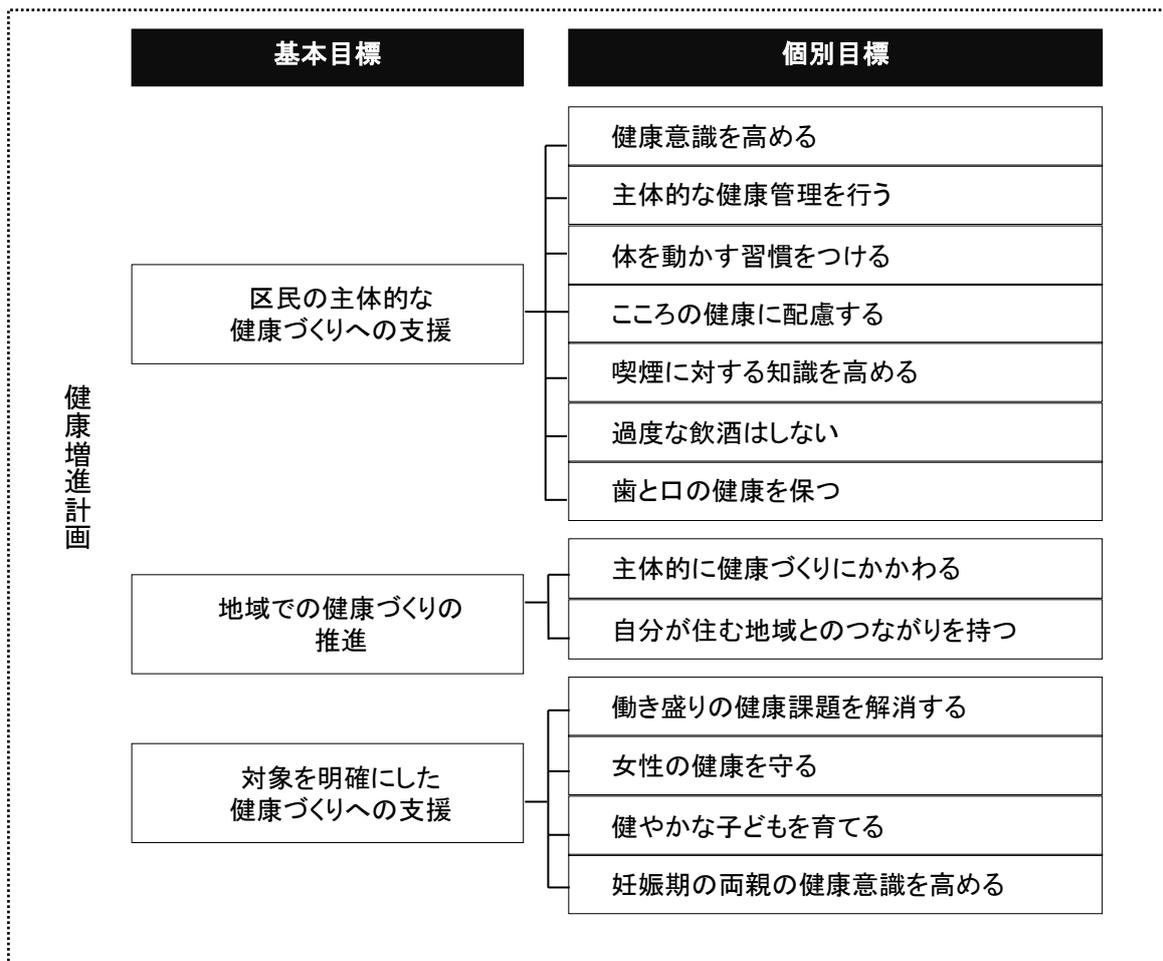
(1) 健康づくり活動への支援

- 高齢者の約8割は元気で活動的な生活を送っています。健康づくりを支援する事業の充実を図り、健康寿命の延伸を目指して、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援します。

1) 健康づくりを支援する事業の充実

- 区では、2003（平成15）年3月に「区民健康づくりプラン品川」を策定し、地域特性に応じた健康づくりの活動が行われてきました。2009（平成21）年度には「健康大学しながわ」が開講するなど、地域の健康づくり体制に広がり生まれています。
- 急速に進む高齢化や品川区長期基本計画の改定を受け、さらなる健康寿命の延伸や区民一人ひとりの健康に対する意識を高めるため、2015（平成27）年4月に「しながわ健康プラン21」を策定しました。

<しながわ健康プラン21の概要>



■推進プロジェクト2：健康づくりと介護予防サービスの充実

- 健康づくり事業の推進にあたっては、健康づくりに携わる多様な団体と連携・協力しながら、普及を図っています。また、高齢者が身近な場所で参加できる場を提供し、専門的な指導やアドバイスを受けながら、運動などを習慣化し、さらには仲間づくりを進めることで、閉じこもりや孤立化を防止します。
- 今後も区民一人ひとりが日常生活の中で自発的に参加・実践することで心身機能を維持し、活動的な生活を送ることができるよう、健康づくりを進めるための事業を充実していきます。
- 運動習慣を身につけたり、健康に対する意識を高めることで、元気高齢者が要介護状態になることを防止し、自立した健康的な生活を送ることができるよう支援します。
- 地域とのつながりを持ち、外出の機会を増やすことで孤立から生じる問題を未然に防ぎます。また、元気高齢者が要介護高齢者を支える担い手となることが求められていることから、活動の場と機会づくりを推進していきます。

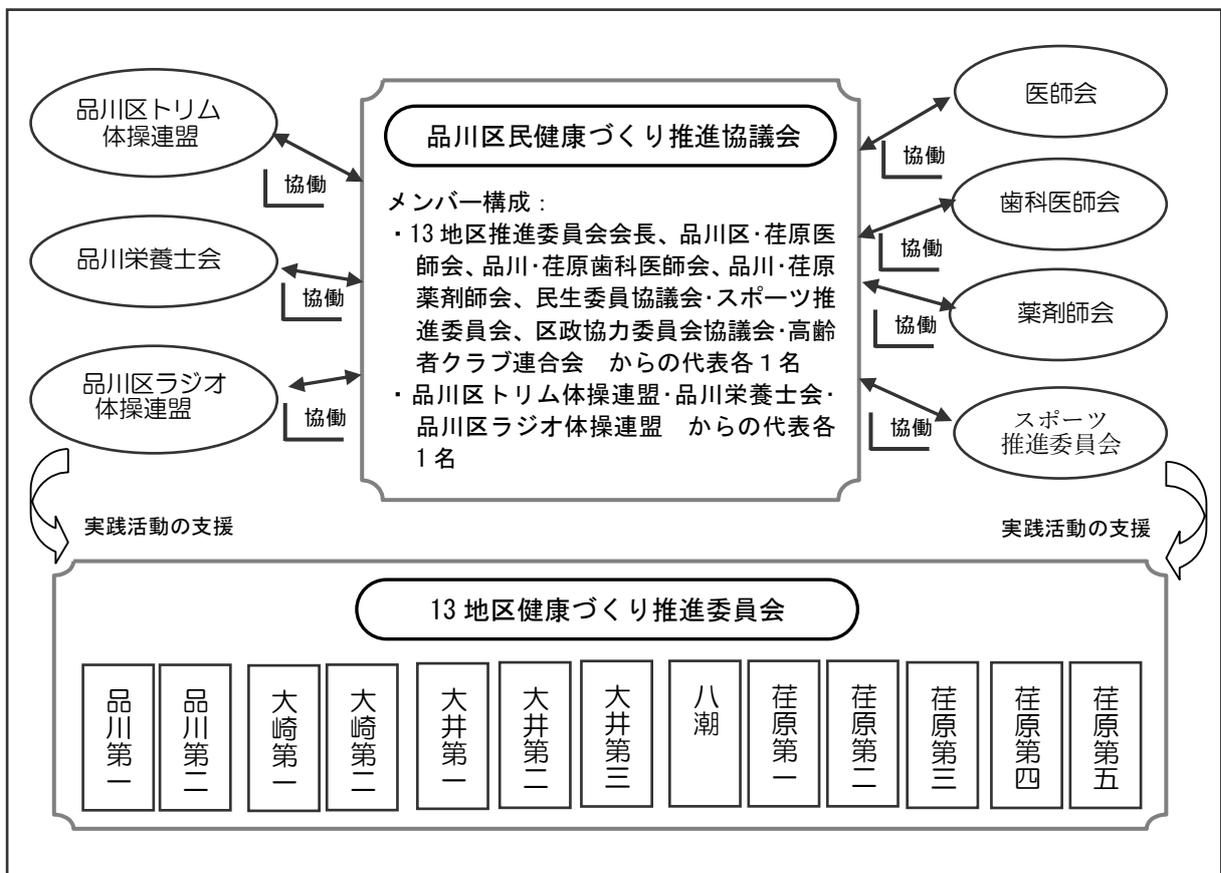
■主な事業

健康塾の充実	レクリエーション感覚で身体を動かし、仲間と楽しく健康づくりができるよう、区内のシルバーセンターや区民集会所を会場として、毎週、健康体操を実施しています。
ふれあい健康塾の充実	閉じこもりがちで足腰の弱ってきた人を対象とした、転倒骨折予防のための体操と遊びや生活指導などを盛り込んだ健康教室です。月1回、区民集会所等を会場として、心身のリフレッシュを目指します。地域の健康づくり推進委員を中心に運営しています。
しながわ出会いの湯	区内銭湯で、近所の人との交流や健康づくりの場として、健康体操やカラオケなど気軽に参加できるプログラムと入浴サービスを提供します。
出張健康学習の開催	保健センターでは健康学習の一環として、地域のグループや団体の依頼に応じて出張健康学習を実施しています。主催者は区民（区内在住・在勤・在学している15～20名以上のグループ）で、病気、食生活、運動、こころの健康、歯の健康、たばこ、アルコールなどのテーマに関する講座を実施しています。
健康大学しながわの開催	地域における健康づくり活動を実践していくために必要な知識と技術を学び、卒業後には地域の中で健康教育の実践や自主グループ活動など様々な健康づくり活動を展開しています。

2) 健康づくり推進委員事業の推進

- 区内全域における健康づくり活動を活性化するため、各町会・自治会から推薦された区民を健康づくり推進委員として委嘱し、健康づくり活動を行っています。委員の役割は、地域における健康づくり事業の企画・実施、健康づくりに関する啓発活動の実施などです。
- 区民集会所や文化センターなどで、講演会や学習会などの情報提供、ウォーキングや健康体操、料理教室などの健康づくりの実践、運動会や地区まつりなどのイベントで健康づくりの啓発活動を実施しています。

■健康づくり推進の体制



(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の体系化と介護予防マネジメントの強化

- 自立支援高齢者については、住み慣れた家であるべく長く暮らし続けられるよう、介護予防、見守り、日常生活支援などの支援やサービスを活用した介護予防マネジメントを強化します。
- 認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、老老介護、日中独居高齢者など、生活支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、生活支援体制整備事業を推進します。

1) 品川区介護予防・日常生活支援総合事業の体系化

- 2017（平成29）年度にリハビリ専門チームの「介護予防による地域づくり推進員」が全事業を視察し、介護予防・生活支援サービス事業を区の実情に合わせて体系化を行いました。一般介護予防事業についても同様に視察し、効果検証を行い、フレイルの三要素（社会的・身体的・精神的）をふまえて体系化しています。
- 予防事業・生活支援サービス事業を区民の視点に合わせて「運動系介護予防事業」「認知症予防事業」「栄養改善事業」に分類し、下記のとおり段階を設けて、事業を段階と対応させて整理しています。

Step1：日常生活に多少の不安を感じている人、最近、外出する機会が少なくなった人

Step2：もの忘れが気になる、日常生活でつまづきやすくなった、転びやすくなったと感じる人

Step3：日常生活に支障はないが、普段あまり身体を動かす機会の少ない人

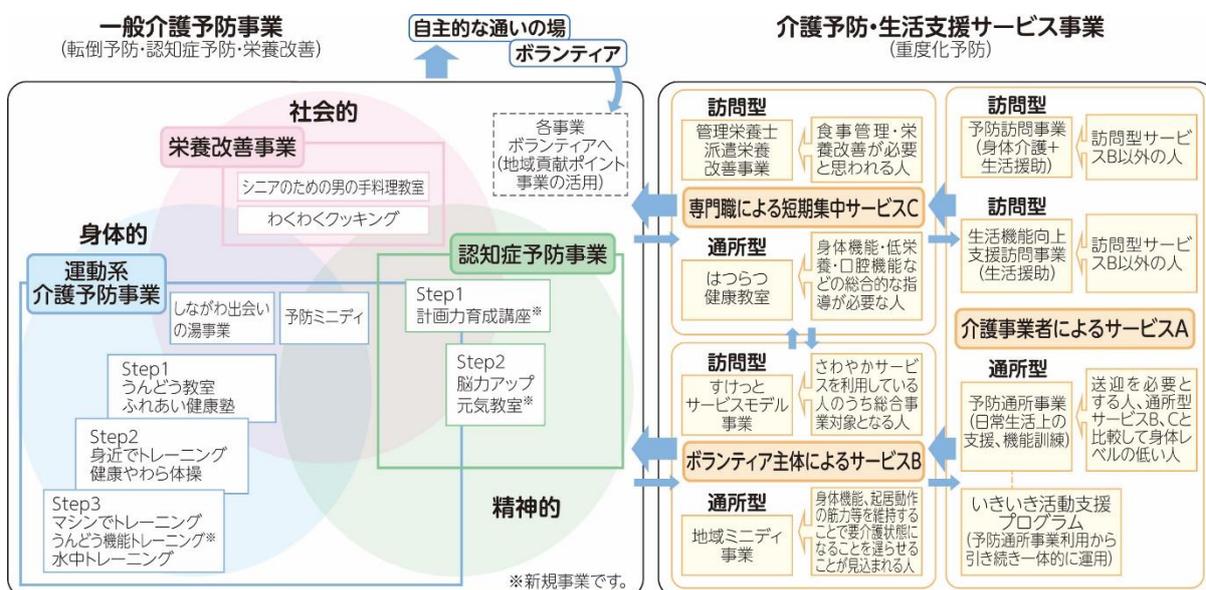
2) 介護予防マネジメントの強化

- 在宅介護支援システムの方針（75p 参照）に沿い、本人のできることや意欲を重視しながら、本人の意思を尊重した自立支援に資するケアマネジメントを強化・推進します。

3) 利用者の主体性に基づく介護予防の推進

- 介護予防・生活支援サービス事業を選択した人は改善方向として一般介護予防事業へ、一般介護予防事業の人は自主的な活動の場に進むよう促進します。
- 今後、関係者間で介護予防・日常生活支援総合事業の体系化について、趣旨・考え方のさらなる共通理解を進めて、実効性を高めていきます。

■介護予防・日常生活支援総合事業の体系化



(3) 自立支援を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 多様化する予防ニーズに対応するため、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のサービスを提供するしくみを強化し、介護予防・自立支援・重度化予防を推進します。事業終了後は、自主的な活動を促すとともに、地域貢献ポイントを活用した各予防事業のボランティアとしての活動の場を提供します。

1) 一般介護予防事業の内容の充実

- 転倒予防、認知症予防、栄養改善等が必要な人を対象に、本人の状態に合ったサービスを提供し、自立支援・介護予防を推進します。



うんどう教室

■主な事業

運動系介護予防事業	
マシンでトレーニング	高齢者専用マシンを使って日常生活に必要な筋力をアップする運動を行います。
うんどう機能トレーニング	日常生活に必要な筋力や体力をアップする運動を行います。教室終了後も自宅での継続を促進します。
水中トレーニング	水圧・水温・浮力・抵抗・水流など水の持つ特性を活かして、筋力やバランス機能をアップする運動を行います。
身近でトレーニング	いすやタオルなど身近な物を使って日常生活に必要な筋力、柔軟性、バランス機能をアップする運動を行います。教室終了後も自宅での継続を促進します。
健康やわら体操	いすを使って日常生活に必要な柔軟性・バランス機能をアップする運動を行います。教室終了後も自宅での継続を促進します。
うんどう教室	公園等に設置した高齢者用うんどう遊具を使って日常生活で「つまづかない」、「ふらつかない」からだづくりをする運動を行います。
予防ミニデイ	デイサービスセンターで、身体を動かしたり、趣味活動などの交流を図り、心身の活性化と仲間づくりを行います。
認知症予防事業	
脳力アップ元気教室	学習療法と脳活性化エクササイズ等の軽い運動療法を組み合わせることで認知症を予防します。
計画力育成講座	ウォーキングを取り入れたプログラムを計画し、実践しながら脳の活性化を促進します。
栄養改善事業	
シニアのための男の手料理教室	買い物の仕方から一人分を簡単につくる調理の実習や、低栄養を予防するための講習などにより栄養改善を推進します。
わくわくクッキング	栄養バランスと口腔ケアを取り入れた簡単な調理実習を実践し、低栄養予防を推進します。

2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- 日常生活に不安のある人を対象に、介護予防ケアマネジメントによる訪問型・通所型サービスを提供し、重度化予防を推進します。



住民主体による通所型サービス
地域ミニデイ

■主な事業

<訪問型サービス>

- 区では、2015（平成27）年4月から介護予防訪問介護を「介護予防・生活支援サービス事業」として実施しています。
- 多様なニーズに対応するためのサービスを構築して、介護予防を推進します。

予防訪問事業の実施	要支援相当の人を対象に、介護予防ケアマネジメントを経て掃除・洗濯などの訪問によるサービスを提供します。
生活機能向上支援訪問事業の実施	介護予防のために本人の日常生活意欲を向上させ、自立した日常生活が続けられるよう生活援助サービスを提供します。
管理栄養士派遣による栄養改善事業の実施	居宅療養管理指導事業所から管理栄養士が月2回程度利用者宅を訪問し、献立の作成支援、調理方法の指導、食事管理全般の栄養指導等を行います。
すけっとサービスモデル事業	さわやかサービス協力員（ボランティア）が自宅に訪問し、掃除、調理、買い物などの家事援助を行います。

<通所型サービス>

- 訪問型サービスと同様に、2015（平成27）年4月から介護予防通所介護を「介護予防・生活支援サービス事業」として実施しています。
- ボランティアやNPO法人等、様々な担い手による多様なサービスを検討・構築していきます。

予防通所事業の実施	要支援相当の人を対象に、介護予防ケアマネジメントを経て機能訓練などの通所によるサービスを提供します。
短期集中予防サービス「はつらつ健康教室」の実施	介護や支援が必要となるおそれのある人に、運動器・口腔機能の向上や、低栄養・認知症予防のための複合型プログラムを提供します。
ボランティア主体による「地域ミニデイ」の実施	基本チェックリストの実施等により、事業対象と判定された人に、区内の社会福祉法人の有償ボランティアが中心となって、軽い運動やレクリエーション活動を提供しながら会食を通じて日常生活に必要な機能訓練を行います。

3) 一般介護予防事業終了後の自主的な活動の促進

- 終了後は、自主的な活動を促すとともに、地域貢献ポイントを活用した各予防事業のボランティアとしての活動の場を提供します。
- 高齢者の豊富な経験や知識を生かし、ボランティアによる自主的な通いの場づくりを支援します。

■主な事業

地域貢献ポイント制度の充実（再掲）	概ね 60 歳以上の高齢者を対象に、区、NPO 法人、社会福祉法人などが実施する指定ボランティア活動を行うことによりポイントを付与し、そのポイントを社会福祉団体へ寄付したり区内共通商品券と交換することができます。
高齢者外出習慣化事業（再掲）	NPO 法人が運営主体となり、会場で調理した栄養バランスのとれた食事の提供やミニ講座の開催等により、閉じこもりがちな高齢者の外出を支援します。また、調理や配膳等をボランティアスタッフが担当し、高齢者を支えるボランティア活動も推進します。

4) シルバーセンター・ゆうゆうプラザの介護予防拠点整備

- 高齢者の介護予防や生きがいづくりを推進するため、シルバーセンター、ゆうゆうプラザを区民の身近な憩いの場として活用していきます。従来のシルバーセンターでは、施設のバリアフリー化を図り、ゆうゆうプラザでは、高齢者を主として多世代の区民の交流の場を整備していきます。

■主な事業

シルバーセンター	区が実施する一般介護予防事業の場の提供
ゆうゆうプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・区が実施する一般介護予防事業の場の提供 ・介護予防サービス「地域ミニデイ」の実施 ・指定管理者等のノウハウを活かした介護予防事業の実施

背景とねらい

2018（平成30）年2月現在の区内のひとり暮らし高齢者は約7,000人で、高齢者のみの世帯の人数は約8,700人（いずれも民生委員調査による。ひとり暮らし高齢者は、75歳以上の単身。高齢者のみの世帯人数は、75歳以上と70歳以上の人のみで構成され、それぞれ周囲500m以内に2親等以内の親族がいない高齢者の人数）となっています。また、要介護認定を受けている人は14,800人を超え、今後も引き続き増加が予測されています。

このように支援を必要とする高齢者の増加に対して、区では1993（平成5）年度より在宅介護支援システムの検討を開始し、13地区を基礎単位（日常生活圏域）とした上で、地域の身近な総合相談窓口として20カ所の在宅介護支援センターを整備してきました。そして、区高齢者福祉課を20カ所の在宅介護支援センターを統括する「統括（基幹型）在宅介護支援センター」として位置付けています。

区における在宅介護支援システムは、高齢者等の地域での自立した暮らしを支援し、たとえ介護を要する状態となっても、在宅介護支援センターが核となりケアマネジメントを行うことにより、在宅生活を継続するための総合的な相談とサービスを提供するしくみです。今後はICTの活用などにより在宅介護支援システムを発展させ、2025（平成37）年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを強化していきます。

また、健全な介護保険制度を維持・運営していくため、給付適正化とサービス向上のしくみについても取り組んでいきます。

<介護保険サービスの充実>

施策の方向性	主要な事業
(1) ニーズに合わせた適切なケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ■本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進 ■地域密着型サービスの利用の促進 ■市町村特別給付の継続
(2) 成年後見制度の利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> ■成年後見制度の利用推進 ■市民後見人の育成・活動支援 ■ひとり暮らし高齢者等の転居支援事業
(3) 介護保険サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護等）の基盤整備 ■介護保険サービスの見直し等による効果的、効率的なサービス提供体制の整備 ■介護給付費の適正化等の取り組みによる介護サービスの質の向上の推進
(4) 介護者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■介護者交流や介護者向けの講座や研修事業の充実 ■介護と仕事の両立支援、介護離職ゼロの推進

(1) ニーズに合わせた適切なケアマネジメントの実施

- 2025（平成37）年に向け、地域で生活する中重度の要介護者、認知症高齢者の増加が見込まれます。要介護状態であっても、本人のできることや意欲を重視して、社会性を維持できるよう継続的な活動の機会をつくるなど、ケアマネジメントにおいては自立支援、介護予防の視点が重要です。より適切な居宅介護支援が行われるよう、区内のケアマネジャーを支援するとともに、自立支援と介護予防に向けた介護予防マネジメントを推進します。

1) 本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進

- 区は在宅介護支援センター、民間居宅介護支援事業所のケアマネジャーが在宅医療・介護連携を適切に担えるよう、在宅介護支援システムマニュアルを活用した普及啓発、研修、情報提供、専門アドバイスなどの後方支援を一層、強化します。
- 2015（平成27）年4月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業の予防マネジメントについては、ケアマネジャーに情報提供、指導を行い、ケアマネジャーが本

■推進プロジェクト3：介護保険サービスの充実

人のできることや意欲を重視しながら、本人および家族の意思を尊重し、ニーズに合ったサービス調整を実施できるよう支援していきます。

■在宅介護支援システムの方針

在宅介護支援システムの方針	1) 自尊・自立の確保	
	・当事者の意思の尊重	当事者(本人と家族)の意思と人間性が尊重されること。
	・介護の支援	在宅生活の主体は当事者であり、ケアマネジャーの役割は当事者を支援すること。
	2) 安心の確保	
	・身近な相談窓口の存在	身近な地域に相談の窓口を置くことによって、区民の安心が確保されること。
	・的確な対応	当事者のニーズに的確に対応することによって、利用者の信頼と安心が確保されること。
	3) 総合性・多様性の確保	
	・幅広い視点と柔らかな発想	個々の高齢者の生活・人生全体を見渡し、様々な要素を総合的にとらえ、柔らかな発想のもとに適切な支援を行うこと。
	・関係機関との連携と様々な資源の活用	関係機関との連携のもと公的サービスのみならず、地域、ボランティア、民間サービス等を視野におき、様々な資源を活用しながら支援体制を構築していくこと。
	4) 柔軟性の確保	
・状況変化への対応	高齢者の時間の経過にともなう心身状況の変化に応じた的確に対応すること。	
5) 公平性の確保と重点化の推進		
・適切なサービス提供	サービス水準の公平性に十分配慮をしつつも、サービスの必要性、有効性に応じた重点的なサービス配分を行うこと。	

■主な事業

「品川区在宅介護支援システムマニュアル(五訂版)～地域包括支援センター運営の指針～」の普及	2015(平成27)年度の制度改正にともない改定した「品川区在宅介護支援システムマニュアル(五訂版)～地域包括支援センター運営の指針～」をケアマネジャー、関係者に普及します。また、予防マネジメント研修の実施により、質の向上を図ります。
情報共有やデータ分析等を活用したケアプランチェックの実施	「統括(基幹型)在宅介護支援センター」は、ケアマネジメントのプロセスの基本となる事項をケアマネジャーとともに情報共有し、データ分析等を活用した確認検証をしながら「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みを支援します。

2) 地域密着型サービスの利用の促進

- 看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスは、ケアマネジメントで効果的に活用できるように、各地区のニーズをみながら基盤整備を推進していきます。

3) 市町村特別給付の継続

- 在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで住み慣れた地域での在宅生活を支援しています。

■ 市町村特別給付の概要

①要支援者夜間対応サービス特別給付（2009（平成 21）年度～）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間対応型訪問介護サービスの利用対象外である要支援者に対して、夜間帯における安心感の確保と緊急時等の随時対応サービスを提供します。 ○ 夜間（22 時から7時）の緊急時のコールに専任のオペレーターが対応し、必要により訪問介護員がかけつけて対応します。
②通院等外出介助サービス特別給付（2009（平成 21）年度～）
<p>(1) 要支援者通院介助サービス 月1回、60分以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者に対し、通院介助サービスを介護予防訪問介護に続けてサービスを提供します。 <p>(2) 要介護者病院内介助サービス 月1回を限度とし、30分単位で90分以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通院介助に引き続いて病院内での介助が必要な要介護者を支援します。
③地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付（2009（平成 21）年度～）
<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアホーム東大井（地域密着型ケアハウス）において、充実した質の高い日常生活上の支援サービスを提供します。

(2) 成年後見制度の利用促進等

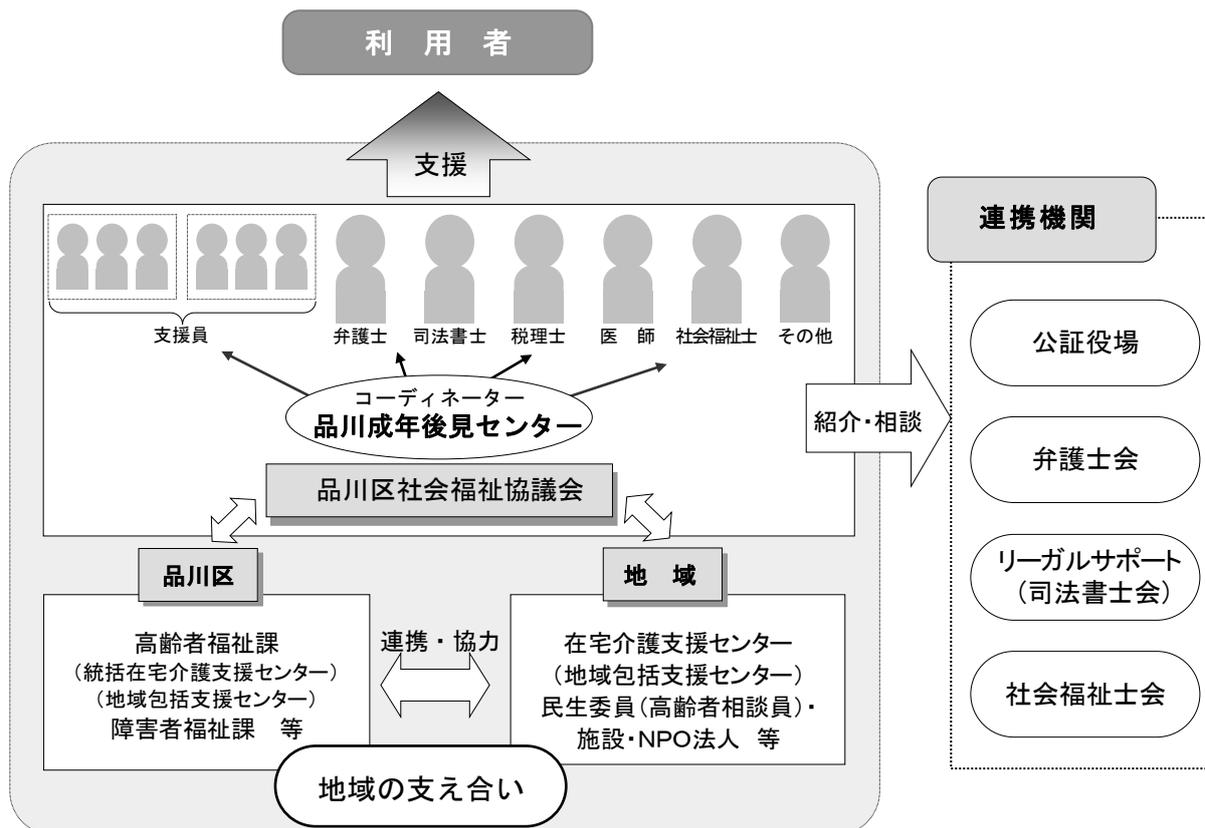
- 区では、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人が適切に介護保険サービス等を利用できるように支援するため、地域福祉の担い手である区社会福祉協議会と連携し権利擁護のしくみを構築してきました。
- 2002（平成 14）年には区社会福祉協議会に品川成年後見センターを設置し、区と品川成年後見センター、在宅介護支援センターなどの関係機関が協力し権利擁護のしくみを運用しています。
- 2016（平成 28）年の成年後見制度の利用の促進に関する法律により、2017（平成

■推進プロジェクト3：介護保険サービスの充実

29) 年から5年以内を目途に具体的な利用の促進措置が講じられる見込みです。

- 区は、認知症や障害等により判断能力の衰えた人には、本人の意思尊重、利益保護のために、積極的に成年後見制度の利用を推進しています。これまでの実績やノウハウを活かしながら、さらに、任意後見制度を含めた利用の促進、市民後見人の育成・活動支援の充実に努めます。

■品川区の成年後見のしくみ



1) 成年後見制度の利用推進

- 区は、家庭裁判所に後見人付与の申し立てができない人を中心に、区長による申し立てを、原則として区社会福祉協議会(品川成年後見センター)を法人後見として行います。
- 品川成年後見センターは、判断能力の低下により財産保全・管理や身上保護について、将来に不安を覚える人にとって最も信頼される機関として、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の制度を重層的に活用し、多様なニーズに応えています。
- 区社会福祉協議会のコーディネーターが支援プランを作成し、地域の民生委員・児童委員OBや有償在宅サービス(さわやかサービス)会員経験者からなる支援員と、協力専門家(弁護士・司法書士・税理士等)が分担して総合的なサービス提供を行います。

2) 市民後見人の育成・活動支援

- 認知症高齢者の増加にともない、成年後見制度に対する期待が一層高まる一方で、後見人業務を適正に遂行できる人的資源の不足が懸念され、その開拓が必要となっています。
- そこで、品川成年後見センターでは、2006（平成 18）年4月から、市民後見人の養成事業に取り組み、区内NPO法人等との連携により成年後見制度の普及とともに、「第三者後見人」の受け皿として、「市民後見人」の養成に力を入れています。
- この市民後見人には、一定の倫理観を有し、社会貢献に意欲を持った区内在住者を対象として、毎年30名程度の養成を図ります。
- 区は、これらの取り組みを積極的に支援し、認知症高齢者や障害者等の権利擁護を地域主体で支えるしくみとして充実を図っていきます。

3) ひとり暮らし高齢者等の転居支援事業

- 2018（平成 30）年度から、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯で生計中心者の所得が一定基準以下を対象に転居を支援する事業を開始します。
- 緊急時に駆けつける親族などの保証人がいなくても高齢者が転居できるしくみとして、不動産事業者協会と協定を結び、住居の確保の支援を行います。（入居後の安否確認から死後の家財処分等）
- 配偶者が亡くなり、ひとり暮らしとなってコンパクトで家賃の安い物件を探したり、足腰が弱くなり一階などの低層階の住宅への転居を望む高齢者のニーズと賃貸住宅のオーナーの不安を、区が仲介することで解消していきます。
- 区社会福祉協議会への委託により、成年後見事業のノウハウを活かして、安否確認や生活相談など入居者が安心して生活を継続できるよう支援します。

(3) 介護保険サービスの充実

- 在宅生活の継続を支援するため、24 時間 365 日切れ目のない介護保険サービスを提供できる基盤・体制を整備します。
- 全国一律の保険給付ではカバーできない部分を補うため、区独自の市町村特別給付を実施します。

1) 地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護等）の基盤整備

- 2006（平成 18）年度制度改正により、「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせ、住み慣れた地域での在宅介護の継続を支えるサービスとして小規模多機能型居宅介護が創設されました。
- 区では、第六期までに小規模多機能型居宅介護事業所を8カ所、看護小規模多機能型居宅介護事業所を2カ所整備しました。1事業所あたりの登録人数を29人以下と小規模

から、「介護保険制度が複雑でわかりづらい」「ケアマネジャーから自分に合ったサービスを積極的に提案してほしい」などの意見も寄せられています。

- 在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開すると同時に、ケアマネジャーに対して、介護保険制度の法改正や区の施策、サービス、独自給付について情報提供を行っていきます。
- 区は、自立支援、介護予防の理念を重視しながら、介護保険サービスのあり方、ケアプランへの組み込み方、効果、効率性等について利用者アンケート調査、データ分析、従事者からの意見収集などを通じて見直しを行い、今後も適切なケアマネジメント、給付の適正化を推進していきます。

3) 介護給付費の適正化等の取り組みによる介護サービスの質の向上の推進

- 区では、介護保険料や公費で運営される介護保険制度が適正に運営されるよう、保険者の役割として給付の適正化とサービスの向上に取り組んでいます。
- サービスの評価・向上のしくみの運営は、介護保険制度全般にわたっての審議を行う「品川区介護保険制度推進委員会」において、制度全体を一体的に把握・検証し、しくみを推進しています。
- 2009（平成 21）年度から給付適正化事業として給付費通知を実施しています。また、この通知とともにモニタリング機能を付加した利用者満足度を計測するツール・しくみとしてのアンケート調査を行っています。
- これにより、個別の介護サービスの評価にとどまらず、介護保険制度やサービス全体を相対的にモニタリングし、区内サービスの質の向上を図っていきます。
- 介護保険制度や関連する法律等の改正の動向を注視しながら、区民が安心して制度やサービスを利用できるよう、今後も必要な調査を実施するとともに、しくみについても柔軟に見直しを行っていきます。
- 介護保険サービス等を提供するサービス事業者に対して、給付が適正に行われているか定期的な指導および監査を実施しています。
- また、指導の対象となるサービス事業者を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等を行う集団指導を実施しています。集団指導においては、品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会における委員の意見やモニタリングアンケート調査結果をフィードバックし、サービスの質の向上も図っています。
- 2015（平成 27）年度制度改正により、区市町村（保険者）の権限や裁量は拡大され、2018（平成 30）年度には居宅介護支援事業所に対する指定、管理・監督権限も区に移管されます。増大する事務等も見据え、介護事業所に対する実地指導・集団指導を適正に実施すべく、体制を整えていきます。
- 2025（平成 37）年に向けた高齢化の進展を見据え、引き続き公平・公正な介護保険制度の運営、一般保健福祉事業の執行に努めます。

(4) 介護者支援の充実

- 要介護高齢者の高齢化・重度化が進むとともに、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、認知症の人が認知症の人を介護する「認認介護」といわれる世帯も増加しています。
- 75歳以上の高齢者の子どもの数は減少してきており、子どもとの同居割合も減っています。介護と仕事の両立や、一人で複数人を介護したり、子育てとのダブルケアの事例など困難な事例が増えています。
- 家族の介護負担が耐え切れないレベルになると「共倒れ」につながり、虐待や介護離職の原因になることもあり、社会問題になっています。
- 65歳までの継続雇用が法定化されるなど、今後は男女を問わず、働き盛り世代や中高年世代で介護と仕事の両立に困難を抱える世帯が増加することが見込まれています。
- 本人だけでなく、介護者の状況にも十分留意した総合的なケアマネジメントを推進します。

1) 介護者交流や介護者向けの講座や研修事業の充実

- 介護は家族が介護を要する状態になって初めて意識することが多く、いざ介護をしようと思っても、具体的な方法や相談先等がわからず困ってしまう人が多いのが現状です。
- 区では、NPO法人等と連携して、介護者向けの講座や研修を実施するとともに、介護の普及啓発に努めています。
- 在宅で介護している家族は休みもなく、悩みがあっても相談する相手がないなど、様々な問題を抱えているため、家族介護者を支援するための事業を実施します。
- 介護者を対象とする交流会、講座、研修等があっても、平日日中は仕事があって参加できない、介護を替わってくれる人がいないため参加できないなどがないように、介護者の休養や介護者支援を利用できるようにケアプランを調整するよう、ケアマネジャーが支援をしていきます。

■主な事業

在宅介護者のつどいの実施	要介護高齢者等を介護している家族などの心労をねぎらい、介護に必要な技法や知識を習得できる機会を提供します。
介護者教室の実施	在宅サービスセンターで、介護の方法や食事・健康管理などの講習を実施します。
家族介護者応援事業の実施	NPO法人の品川ケア協議会と連携し、介護に関する知識や技術を学ぶ場と、体験交流の場を提供します。また、より具体的な介護者支援として、自宅で介護のコツ等を指導する介護職員出張サービスを実施します。

2) 介護と仕事の両立支援、介護離職ゼロの推進

- 夫婦でそれぞれの親の介護、親の介護と子育てなど、いわゆるダブルケアが社会問題化しています。
- これまでは多様な介護サービスを組み合わせ、適切なケアマネジメントの下で、サービス利用と総合的な支援を行うことによって、本人への支援のほか介護者への負担軽減やレスパイトの支援を行うことを目的の一つとしてきました。
- 多くの介護者は、適切な介護サービスの利用や他の親族との役割分担を調整し、介護をしています。しかし、ダブルケアのようなケースにおいては、やむなく離職せざるを得ない場合もあることがわかってきています。
- これまでの在宅介護支援システムや支え愛・ほっとステーションなどの総合相談機能を強化し、一層の支援を行っていきます。
- 他方、その実態は不透明な部分が多いため、今後はその実態の把握に努めるとともに、具体的・効果的な支援策の検討を進めていきます。

■主な事業

<p>介護離職ゼロ、ダブルケア等の実態把握の実施</p>	<p>近年、介護と仕事を両立する介護者、小学生以下の子育てと介護を同時に行う介護者等、ケアマネジメントにおいて配慮を要する世帯が増えています。実態把握を行い、ケアマネジャー、介護サービス事業者、介護者への情報提供や普及啓発を実施します。</p>
-------------------------------------	--

背景とねらい

要介護高齢者の約半数に認知症の症状が認められており、今後も認知症高齢者の増加が見込まれています。高齢者の適切な権利擁護や地域ぐるみの認知症ケアの拡充は、今後も重要な課題となっています。

2018（平成 30）年度制度改正においては、認知症高齢者グループホームでの医療ニーズへの対応ができるよう医療連携体制加算を維持し、協力医療機関との連携を確保しつつ、手厚い看護体制の事業所を評価するための区分が創設されます。また、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、新たに生活機能向上連携加算が創設されます（認知症対応型通所介護でも同様の加算を創設）。小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護での若年性認知症の人の受け入れを評価する若年性認知症利用者受入加算が創設されます。

区では、引き続き認知症高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活を継続できるよう、介護者支援、普及啓発活動、徘徊高齢者対策、高齢者虐待予防のための認知症高齢者ケアマネジメントの強化を目指します。また、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護サービスなど、認知症ケアとして有効と考えられる地域密着型の介護サービスの基盤整備を進めるとともに、地域住民の見守りや支え合いによる認知症ケアの拡充を図っていきます。

<認知症高齢者を支える施策の推進>

施策の方向性	主要な事業
(1) 認知症の理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 『品川“くるみ”認知症ガイド』やアイテムを活用した普及啓発 ■ 認知症サポーターの養成の推進
(2) 認知症予防、早期発見・早期対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症初期集中支援事業の実施 ■ 認知症地域支援推進員・認知症支援コーディネーターの配置 ■ 福祉カレッジにおける「認知症ケア専門コース」の充実
(3) 認知症高齢者と家族の社会参加、仲間づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症カフェの基盤整備 ■ 認知症高齢者の介護家族向けの介護者教室、応援講座、研修事業の充実

(1) 認知症の理解の推進

- 2015（平成 27）年度にスタートした認知症対策プロジェクトの一環として、区民意識調査を実施したところ、「品川区においては認知症に対する偏見がある」と思っている区民が多いことが明らかとなりました。
- 認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気であり、高齢化の進展にともない今後も増加が見込まれています。区民の認知症に対する正しい理解を促進し、偏見の解消に取り組むとともに、地域ぐるみで認知症のある人を支えていきます。

1) 『品川“くるみ”認知症ガイド』やアイテムを活用した普及啓発

- 区では、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちを目指し、認知症の状態に応じた適切な医療・介護サービスの流れを整理した「認知症ケアパス」を掲載した新たな普及啓発用パンフレットをホームページで公開しています。
- パンフレットには、認知症に関する基礎知識や予防から発症まで、ご自分の状態に応じて活用できる区内のサービス、最初の相談先となる在宅介護支援センターや医療機関等の場所がわかる地図などを掲載しています。



2) 認知症サポーターの養成の推進

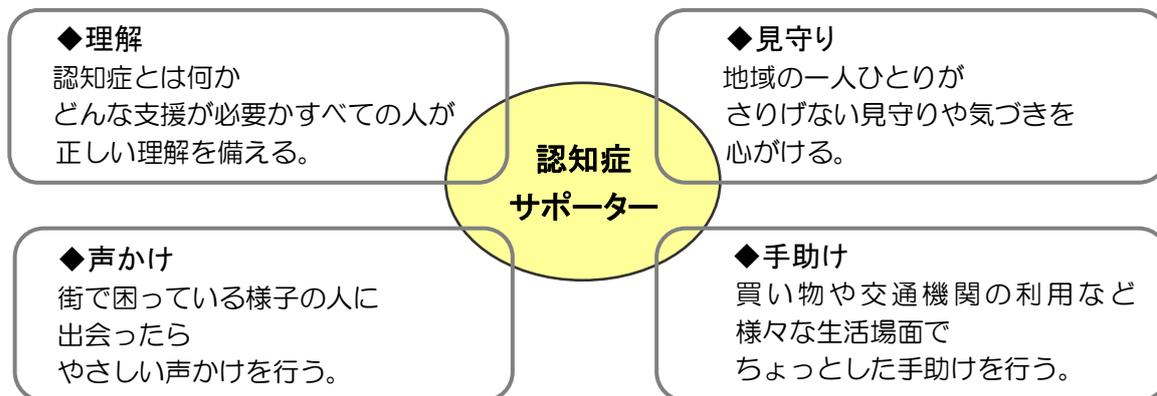
- これまでに全国で 580 万人を超える認知症サポーター（地域で暮らす認知症の人や家族を日常生活の中でサポートする人）の養成が行われ、引き続き各地で拡充に向けた展開をしています。
- 区でも「品川区認知症サポーター」養成に取り組み、民生委員・児童委員をはじめとした地域住民に対する地域学習会への幅広い参加を呼びかけ、認知症高齢者の理解を地域に浸透させ、地域の中での見守りと支えていくためのしくみづくりに取り組んでいます。
 - ◆認知症サポーター養成の実績（2017（平成 29）年 12 月末現在）
 - ・認知症サポーター：延べ 14,566 人
 - ・キャラバンメイト※：453 人
- 今後も、増加する認知症高齢者が地域での生活を続けられるよう、「支え愛活動」との連携をはじめ、町会・自治会との連携を強化し豊かな地域社会の実現を目指していきます。

※キャラバンメイトとは・・・

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人です。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要があります。

（出典：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワークホームページより）

<認知症サポーター養成事業の推進>



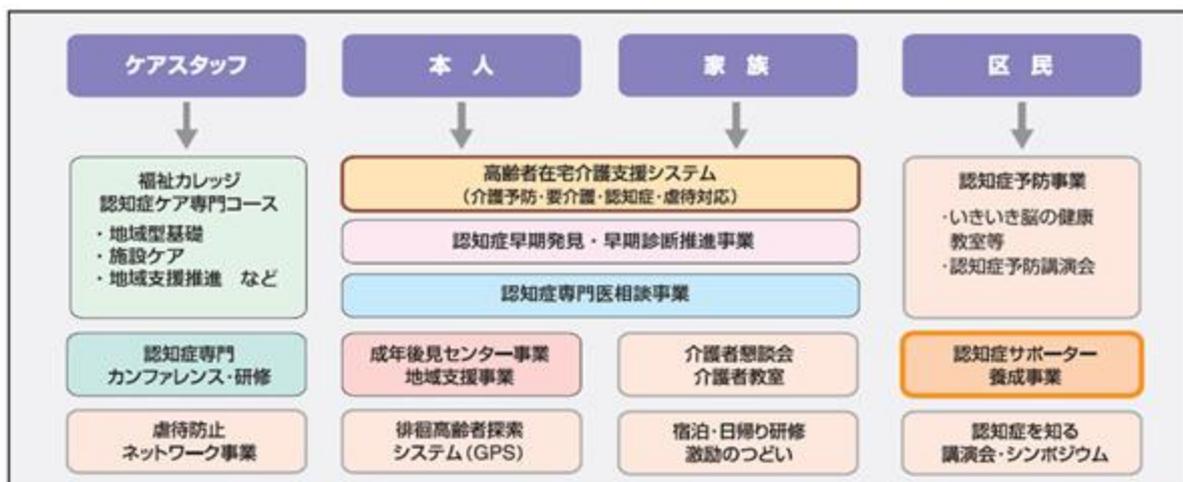
<「品川区認知症サポーター」に期待する役割>

- 認知症に関する正しい基礎知識の習得と理解
- 認知症高齢者や家族の心情を理解し、適切な付き合い方、対応方法を習得
- 認知症高齢者を地域で支えるための社会資源、ネットワークの理解
- 個人でできる範囲での認知症高齢者や家族へのサポートや手助け
- 関係機関等と率先した連携を意識したネットワークづくり
- 家族や友人、地域住民等へ自分が習得した知識・情報の周知
- 認知症への理解をもとに、地域の障害者や子育て家庭等へも見守る意識を広げ、やさしいまちづくりの形成を目指す

(2) 認知症予防、早期発見・早期対応の推進

- 認知症は、食事、運動、人との交流等によって予防することができることから、認知症予防に関する普及啓発を進めていきます。認知症を早期に発見し、相談や診断につなげ、早期に適切な対応をとり、本人や家族が安心して地域で生活できるように、生活、医療・介護・福祉の関係機関の連携を強化します。

<対象者別の多様な支援策>



■主な事業

脳力アップ元気教室 (再掲)	学習療法と脳活性化エクササイズ等の軽い運動療法を組み合わせ、認知症を予防します。
計画力育成講座 (再掲)	ウォーキングを取り入れたプログラムを計画し、実践しながら脳の活性化を促進します。
いきいき健康マージャン 広場の実施	マージャンが認知症予防に効果的であるとの研究結果もあり、「お金を賭けない、お酒を飲まない、たばこを吸わない」をモットーに取り組んでいます。
認知症等専門相談事業の 実施	3カ所の保健センターで専門医による「高齢期こころの健康相談」を実施し、高齢者や家族に対する療養上の助言を行います。
認知症予防プログラム 事業の実施	パソコン、料理、旅行のプログラムごとに、講習会や認知機能を測るファイブ・コグテストを実施するとともに、ファシリテーターを育成して認知症予防に取り組む区民を支援します。

1) 認知症初期集中支援事業の実施

- 認知症が疑われる人を支援するために、医師や保健師、介護福祉士など複数の専門職によるチームが個別の訪問支援を行い、受診勧奨や本人・家族のサポートを行います。
- 区では、これまで取り組んできた認知症高齢者のケアをさらに充実させ、医療機関等と連携して、認知症高齢者とその家族を地域で支える体制を構築します。

2) 認知症地域支援推進員・認知症支援コーディネーターの配置

- 地域包括支援センターに認知症施策の検討や推進を行う「認知症地域支援推進員」と、個別ケース支援のバックアップを担う「認知症支援コーディネーター」を配置し、関係機関と連携した支援のしくみを作ります。

3) 福祉カレッジにおける「認知症ケア専門コース」の充実

- 「品川福祉カレッジ」では、2005（平成17）年度に認知症ケア専門コースを開設し、「認知症介護研究・研修センター方式」によるアセスメント、ケアの考え方を学び実践につなげています。今後も、在宅介護支援センター、介護事業者、高齢者施設等の職員の受講を促進し、専門性を高め地域の認知症ケアの質の向上を図ります。

(3) 認知症高齢者と家族の社会参加、仲間づくりの支援

- 認知症高齢者と介護家族の社会参加や交流は、本人や家族の心身の負担軽減に有効です。第七期においては、身近な場所で気軽に利用できるように、区内全域に認知症カフェを整備する他、認知症に特化した介護者支援施策の充実を図ります。

1) 認知症カフェの基盤整備

- 認知症になっても安心して暮らし続けられるまちを目指し、「認知症理解の一層の推進」と「家族・本人への支援」を推進するため、認知症の人やその家族（介護者）、地域住民、専門職等が住み慣れた地域で安心して気軽に集うことができる認知症カフェを運営する取り組みを支援します。
- 一定の要件を満たした認知症カフェを品川区認知症カフェとして登録しており、2017（平成29）年度には13カ所の認知症カフェが登録されています。
- 地域の中で認知症の人とその家族を支えるつながりを支援するため、第七期も認知症カフェの設置を推進していきます。



認知症カフェ

2) 認知症高齢者の介護家族向けの介護者教室、応援講座、研修事業の充実

- 『介護者教室』：在宅サービスセンターで、介護の方法や食事・健康管理などの講習を行います。
- 『家族介護者応援講座』：家庭でできる介護の方法や工夫を学ぶとともに、介護者の交流を図ります。
- 『在宅介護者研修事業』：在宅介護者のつどいを開催し、介護者相互の交流とリフレッシュを図ります。

推進プロジェクト

5

医療と介護の連携の推進

背景とねらい

近年の在宅医療、24時間の看護体制、リハビリテーションを必要とする人や認知症高齢者の増加に対し、包括的（利用者のニーズに応じた適切な組み合わせによる）かつ継続的な（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のない）サービス提供が求められています。2018（平成30）年度医療・介護報酬同時改定では、在宅医療・在宅介護の連携がより推進されています。退院時の医療機関への情報提供に対するケアマネジメント加算、末期がん患者のターミナルのケアマネジメント加算等、介護報酬の加算評価が新設されました。

区では、在宅介護支援センター（地域包括支援センター）を地域包括ケアシステムの要と位置付け、区、医師会（かかりつけ医）、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業者、介護サービス事業者、民生委員、地域団体等との連携・調整を図りながら、「地域ケア会議」を充実・強化します。さらに、在宅介護支援システムの中で、「統括ケア会議」の機能を充実させ、医療と福祉の連携をさらに推進していきます。

また、医療関係者、介護関係者が双方の制度を学ぶ学習会や意見交換会などの場を設け、一層の多職種連携の強化のための基盤づくりを進めます。

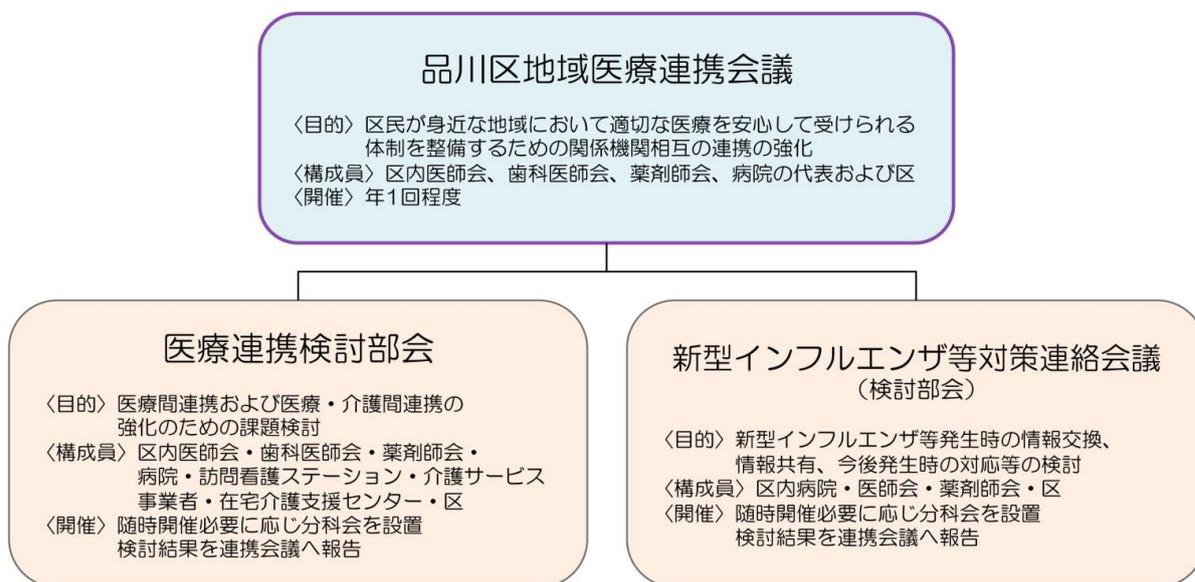
<医療と介護の連携の推進>

施策の方向性	主要な事業
(1) 連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ケア会議体制の充実 ■ 医療と介護の連携相談窓口の設置
(2) 多職種連携の顔の見える関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症対策プロジェクトを通じた医療・介護連携の推進 ■ 医療と介護の情報共有体制の構築
(3) ICT活用による情報共有基盤等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 品川区高齢者総合支援システムの運用
(4) 在宅での看取りへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療職、介護職の看取りに関する研修の実施 ■ 看取りを行う介護者支援の充実 ■ 頼れる家族のいないひとり暮らし高齢者の看取りの支援

(1) 連携体制の強化

- 2015（平成 27）年度制度改正では、中重度の要介護高齢者への対応のさらなる強化が図られ、在宅医療・在宅介護の連携が地域支援事業に位置付けられました。
- 医療的処置が必要な要介護高齢者でも、できる限り住み慣れた我が家で生活ができるよう、医療と介護の連携をより強化します。
- 品川区地域医療連携会議のもとに医療連携検討部会を設置して、区の在宅介護支援システムの運営に係る課題を検討し、解決を図ります。

■医療と介護の連携のための体制



1) 地域ケア会議体制の充実

- 在宅介護支援システムにおいてこれまで培ってきた、医療と介護の連携体制をさらに強化します。
- これまでも個別ケース等において医療と介護が連携・調整し、入院、退院、在宅復帰といった流れの中で、利用者に対する円滑なサービス提供を行ってきました。今後も地域包括支援センターを核とした「地域ケア会議」体制のさらなる充実・強化を図り、関係機関の連携とチームケア体制を一層推進していきます。

■品川区における「地域ケア会議」体制

調整組織	メンバー構成	役割/担当事項
品川区統括 ケア会議	区、在宅介護支援センター 医師会、訪問看護ステーション さわやかサービス・ ボランティアセンター	サービス供給の基本的枠組みの設定 ・医療との連携のしくみづくり ・地域との連携（支え愛活動等） ・支援センターマニュアルの作成
支援センター等 管理者会議	区、在宅介護支援センター 居宅介護支援事業者	・地区ケア会議間の連絡調整 ・地区間のサービス水準の調整 ・支援センター等の指導
地区ケア会議	区（ケースワーカー） 在宅介護支援センター（管理者、 ケアマネジャー、主任ヘルパー） 訪問看護ステーション管理者 かかりつけ医 訪問介護等各サービス事業者担 当者等	・個別ケアプランの評価・調整 ・地区内関係機関の連絡調整 ・サービス情報の共有化 ・サービス担当者会議 （ケアカンファレンス）

2) 医療と介護の連携相談窓口の設置

- 区では、2008（平成 20）年度から「医療と福祉の連携のための連絡会」の実施により、顔が見える関係づくりを推進してきましたが、医療、福祉の現場から機会拡充の要望が高まっています。
- さらなる連携体制の充実のため、区内医師会等医療機関との協働により医療・福祉相互の制度について学習する機会および意見交換の場を設け、顔が見える関係から連携を深めるとともに、在宅療養のネットワーク構築を目指して、在宅療養の推進を図っていきます。

(2) 多職種連携の顔が見える関係づくり

- 2015（平成 27）年度にスタートした認知症対策プロジェクトの推進を通じて、多職種連携の顔が見える関係が強化され、日常業務における連携にも効果が見られています。2017（平成 29）年度から、医療と介護の情報共有ネットワークシステムを新たに立ち上げ、第七期からデータ分析に基づく介護保険運営、ケアマネジメント、サービス提供等を進めていきます。

1) 認知症対策プロジェクトを通じた医療・介護連携の推進

- 認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるためには、認知症の早期発見、早期診断など、介護と医療が連携して対応することが重要です。
- 東京都が指定する認知症疾患医療センターや地域の医療機関と連携し、認知症の人やそ

の家族の診療・相談等のしくみを整備します。

- 2015（平成 27）年度に認知症に関する区民アンケート調査を実施しました。2016（平成 28）年度には、認知症対応検討会議において認知症ケアパス「品川“くるみ”認知症ガイド」を作成し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、予防、早期発見・早期診断、早期対応を地域ぐるみで推進しています。

2) 医療と介護の情報共有体制の構築

- 以前から、区と各在宅介護支援センターはネットワークシステムで結ばれていましたが、2018（平成 30）年 4 月から医療と介護の連携強化を目指し、ICTを活用した情報共有・多職種連携システムの基盤を構築し、ネットワークの拡充により機能の強化を図っていきます。

(3) ICT 活用による情報共有基盤等の整備

1) 品川区高齢者総合支援システムの運用

- 2017（平成 29）年度において、行政・保険者としての機能（要介護認定、介護保険料賦課徴収、高齢者の総合相談等）を一層強化するとともに、煩雑化する多様な情報を一元的に把握できるしくみを構築し総合的な情報処理システムとして運用していきます。これにより、高齢者支援における迅速な対応・的確な支援を行える体制強化と効率的な事務の執行にさらに努めていきます。
- この総合支援システムでは、前記「(2) 2) 医療と介護の情報共有体制の構築」に向けた基盤構築と併せて一体的に整備することにより、最新の ICT 技術を活用し個人情報の取り扱いに配慮した高齢者支援に必要な情報を、関係者間でシームレスに共有・連携できるよう推進していきます。また、介護事業者間における書類のやり取りなど煩雑な業務が課題となっていることから、このシステムを活用しての介護事業者の負担軽減、事務の効率化に向けた事業者支援を目指します。

(4) 在宅での看取りへの対応

- 現在は病院での看取りが約 8 割と多くなっていますが、認知症高齢者、中重度者の増加にともない、今後は人生の最終段階を施設や在宅で過ごす人の増加が予想されます。
- 医療・介護が連携して、人生の最終段階における本人や家族の意思決定を支援するケアマネジメントを行うとともに、在宅や施設での療養を選択した場合のサービス提供体制を強化します。

1) 医療職、介護職の看取りに関する研修の実施

- 人生の最終段階に関わることの多い医療職、介護職に対して、看取りに関する知識、事

例、援助的なコミュニケーション、グリーフケア等、実践的な研修等の学びの機会を提供します。

- 看取り期は急変が増えることが多いため、チームケアで行うことが基本となります。チームでの看取りや人生の最終段階におけるケアの実践について学習する機会を提供します。

2) 看取りを行う介護者支援の充実

- 年間 130 万人以上が亡くなる多死社会が到来することから、都市部においては病床の不足が見込まれ、施設や在宅での看取りの増加が見込まれます。
- 要介護者本人だけでなく、看取りを行う介護者の精神的、身体的な不安や負担の軽減や、介護と仕事の両立支援など、介護者支援にも十分、配慮したケアマネジメントを行います。

3) 頼れる家族のいないひとり暮らし高齢者の看取りの支援

- ひとり暮らし高齢者や、子ども等がいても頼ることができない高齢者などが増えていきます。人生の最終段階となり、判断能力が低下して意思決定が難しくなった人には成年後見制度の利用を推進していきます。
- 亡くなった後、遺骨の引き取り手や遺産相続人がいない人が増えていきます。本人の意思を確実に実行するため、不動産や家財道具の処分等について、判断能力があるうちにあらかじめ任意後見人を指定しておくなど、死後事務委任の利用等を推進していきます。

背景とねらい

区では、1980年代の早い時期から都市型高齢者施設の重要性に着目して、他区に先駆けて区内に計画的に特別養護老人ホームの建設を進めてきました。一方、区独自の施設として、介護が必要になっても住み続けられる新しい介護専用の入居施設として、中堅所得者層向けのケアホームの整備を行い、高齢期における住まいの選択肢を増やしてきました。

また、認知症高齢者の急増にともない、地域で安心して生活できるよう、2003（平成15）年度よりグループホームの整備を進めてきました。

さらに、安心して在宅生活をできる限り継続するため、地域密着型の小規模多機能型居宅介護サービスの整備を進めるとともに、常時介護が必要となった場合には施設サービスが受けられるよう、心身の状況に応じた多様な施設を整備していきます。

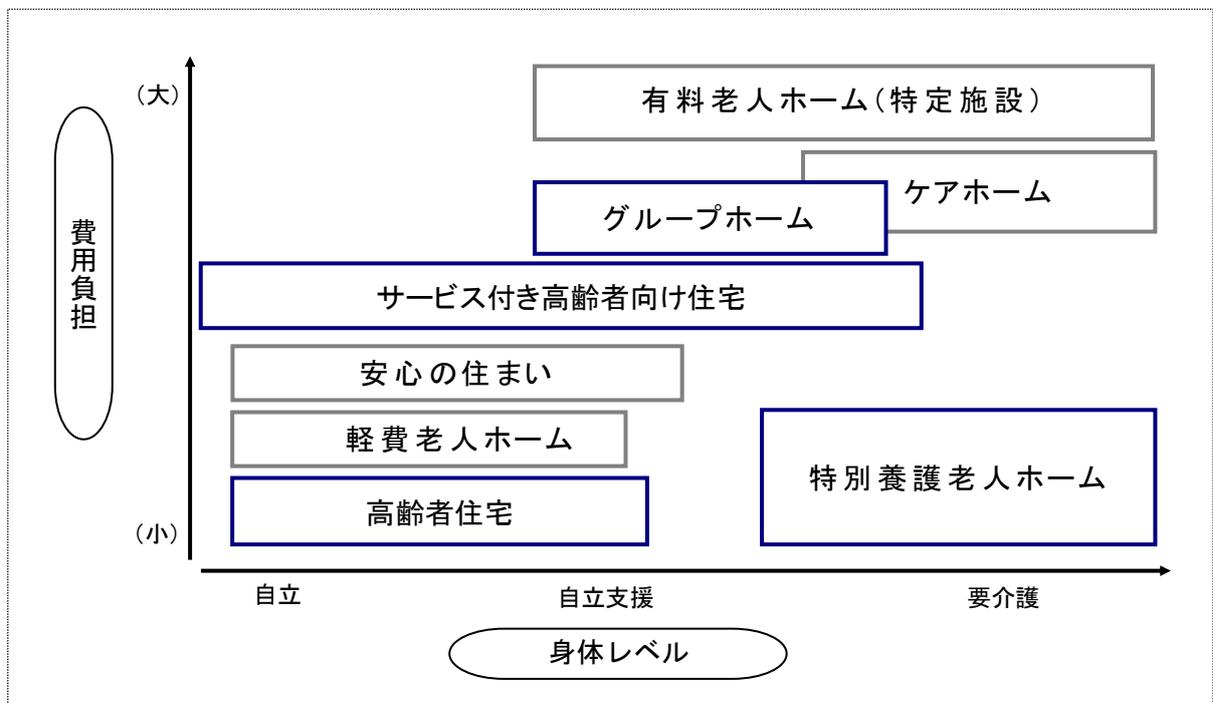
<入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上>

施策の方向性	主要な事業
(1) 地域密着型サービスの整備	■ 需要を考慮した地域密着型サービスの整備
(2) 介護保険施設の整備	■ 需要を考慮した介護保険施設の整備
(3) サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム（特定施設）の整備	■ 質と量を考慮した多様な高齢者の住まいの整備
(4) 施設サービス向上の取り組み	■ 施設のサービス向上の継続的な取り組み支援

<基本方針に基づいた住宅・施設整備>

- これまでの区における世論調査やアンケート調査などでは、区民の多くが在宅での生活を希望する意見が多数を占めており、在宅生活を支援するサービスの充実とともに、在宅での生活が継続できなくなった場合には施設入所の目途が立てられるようにすることを基本としています。
- 今後の社会経済状況や団塊の世代の高齢化などを見据え、個人の身体状況や費用負担能力に応じた施設や、日常生活に不安がある高齢者が安心して生活できる住宅の整備を支援します。
- 地域包括ケア推進のため、地域密着型サービスである認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護施設の整備について検討します。
- 今後ますます増加が見込まれる、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対応し、バリアフリーや見守り機能が充実した「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を支援し、家賃助成を行うことで入居者の負担を軽減します。
- 在宅生活の継続が困難になった場合のセーフティネットとして特別養護老人ホームを整備します。また、在宅療養でのリハビリテーション拠点として、区内2カ所目の介護老人保健施設を整備します。

■介護サービス等と費用負担から見た住宅・施設の特徴



(1) 地域密着型サービスの整備

- 認知症高齢者が増加していることから、家庭的な環境で支援を行う認知症高齢者グループホームについては、地域における認知症ケア推進に向けた重要なサービスと位置付け、必要なサービス量や地域のバランスをふまえて整備を推進します。
- 小規模多機能型居宅介護は、2006（平成18）年度に創設され、「通い」を中心に「訪問」「宿泊」を柔軟に組み合わせることで、住み慣れた地域での介護生活の継続を支える新たなサービスとして、その効果が認知され普及してきています。

1) 需要を考慮した地域密着型サービスの整備

- 整備にあたっては、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護施設を日常生活圏域13地区に各1カ所の整備を進めてきましたが、医療ニーズを有する高齢者の増加にともない、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備も進めています。
- 「看護小規模多機能型居宅介護」とは、下記のようなニーズのある人を支援するため、2012（平成24）年度介護報酬改定で創設された（当初の名称は「複合型サービス」下記参照）新しいサービスです。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 退院直後の在宅生活へのスムーズな移行 ○ がん末期等の看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続 ○ 家族に対するレスパイトケア、相談対応による負担軽減

■小規模多機能型居宅介護および認知症高齢者グループホームの整備状況（第六期まで）

種 別	第六期までの整備状況
	～2017(H29)
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	13日常生活圏域のうち7圏域に10カ所260人分を整備 (品川第1、大崎第1、大井第1、八潮、大井第3、荏原第4、荏原第5)
認知症高齢者グループホーム	13日常生活圏域のうち9圏域に14カ所240人分を整備 (大崎第1、大井第1、八潮、大井第2、大井第3、荏原第1、荏原第2、荏原第4、荏原第5)

■小規模多機能型居宅介護および認知症高齢者グループホームの整備計画（第七期以降）

種 別	第七期			第八期
	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021～2023(H33～H35)
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	荏原第4地区	—	—	—
目標	必要なサービス量や地域バランスをふまえて、適切な整備に取り組みます。			

(2) 介護保険施設の整備

- 在宅での生活が困難となった場合のセーフティネットとして、高齢者人口の増加をふまえ、量的な拡充を図りつつ整備します。

1) 需要を考慮した介護保険施設の整備

- 第六期までに区内には11カ所(884床、地域密着型1カ所を含む)が整備されています。
- 区内のいくつかの特別養護老人ホームにおいては、グループケアを採用しているほか、すべての特別養護老人ホームで施設職員による自主的なサービス向上の取り組みが継続的に実施されるなど、ケアの向上にも取り組んでいます。
- 2015(平成27)年度制度改正により、特別養護老人ホームは原則要介護3以上の人が対象となりました。区では、これまでも「入所調整会議」を設置して優先度の高い区民から入所ができるしくみにしていましたが、これからも介護期間や介護者の状況等を考慮し、適切に入所ができるしくみを運営していきます。
- 今後も要介護高齢者の増加をふまえ、2019(平成31)年度に品川第1地区に、特別養護老人ホーム1カ所(81人予定)を整備します。
- 自立支援、介護予防のためには、在宅療養でのリハビリテーション拠点の整備と、ケアマネジメントに基づくリハビリサービスや医療系ショートステイの提供が重要です。
- 急性期を終えた在宅療養でのリハビリテーション拠点を拡充するため、2018(平成30)年度に品川第1地区に、定員100人程度の介護老人保健施設の開設を支援します。
- 区内に1カ所ある療養型施設(定員252人)は、2018(平成30)年制度改正による介護医療院の創設にともなう転換等、その動向に注視していきます。

■ 入所施設の整備状況(第六期まで)

種別	第六期までの整備状況
	~2017(H29)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	区内11カ所(計884人)。

■ 入所施設の整備計画(第七期以降)

種別	第七期			第八期
	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021~2023(H33~H35)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	—	品川第1地区 (80人程度)	—	—
介護老人保健施設	品川第1地区 (100人程度)	—	—	—

(3) サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム（特定施設）の整備

- 加齢にともない身体機能が低下した場合、介護サービスや様々なサービスを利用する他、住まいの住み替えが必要な場合があります。
- 2011（平成23）年4月に高齢者住まい法が改正され、高齢者の居住の安定を確保することを目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されました。サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の安心を支える24時間見守りサービスなどを提供するバリアフリー構造の住宅で、事業者の参入が相次いでいます。
- 区では、1990年代から低所得者向けの高齢者住宅を10棟整備し、さらに軽費老人ホームや心身能力が自立した時期からの入居が可能な「安心の住まい（ケアハウス）」を合わせ、高齢者の住まいを整備してきました。必要になった際には訪問介護サービス、通所介護サービス、在宅医療等を外部から提供し、在宅生活を支援しています。

1) 質と量を考慮した多様な高齢者の住まいの整備

- 区内2カ所のケアホームは、それぞれに利用者の自己負担額の軽減のしくみを講じています。また、区内4カ所のサービス付き高齢者向け住宅でも家賃助成を行っています。
- 第六期にはサービス付き高齢者向け住宅2カ所が、大井第3地区、荏原第2地区に開設しました。

■ 高齢者の住まいの整備状況（第六期まで）

種別	第六期までの整備状況	
	～2017(H29)	
高齢者の住宅	従来型高齢者住宅10カ所、サービス付き高齢者向け住宅5カ所 区内15カ所（計398戸） ※特定施設の2カ所は除く	
特定施設（有料老人ホーム）	区内13カ所（計735人。うち地域密着型2カ所、58人）	

■ 高齢者の住まいの整備計画（第七期以降）

種別	第七期			第八期
	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021～2023(H33～H35)
高齢者の住宅	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; display: inline-block;">方針</div> → </div> 地区の需要および事業者の参入状況をみながら整備検討			
特定施設（有料老人ホーム）	品川第1地区 (66人程度)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; display: inline-block;">方針</div> → </div> 地区の需要および事業者の参入状況をみながら整備検討		

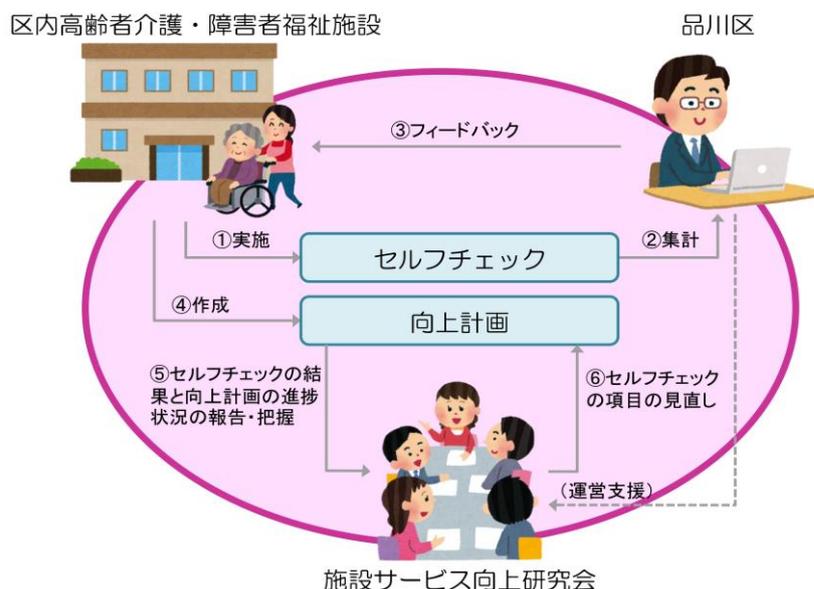
(4) 施設サービス向上の取り組み

- 区はセーフティネットとして、計画的に区内の施設整備を進めてきました。
- 入所・入居施設は一度入ると転居が難しいため、区は、施設による自主的なサービス向上の取り組みにより質の高いケアが提供されることを重視しており、2003（平成 15）年度から介護施設の自主的な取り組みである「施設サービス向上研究会」を継続的に支援してきました。
- 2013（平成 25）年度に開始した要介護度改善ケア奨励事業は、特別養護老人ホーム・老人保健施設に加え、有料老人ホーム等も参加しています。国の介護報酬改定の参考事例となるなど、区内外で注目を集めています。引き続き、サービスの向上に取り組んでいきます。

1) 施設のサービス向上の継続的な取り組み支援

- 2003（平成 15）年度に区内の高齢者介護・障害者福祉の施設による自主的な取り組みとして「品川区施設サービス向上研究会」が立ち上げられました。
- 品川区施設サービス向上研究会では、施設の職員が自らの施設について 100 以上の項目の達成状況を評価するセルフチェックを実施し、入所者の自立支援、人権擁護、質の高いケアなどを目標として、施設の経営者から職員まで一体となって、サービスの向上と改善に組織として取り組んでいます。
- セルフチェックは 2018（平成 30）年度で 16 年目となり、毎年内容を見直しながら実施することによって、施設サービスの質の担保に大きく貢献しています。これからも新規施設に参加を呼び掛けるなど、区内全体で施設サービスの質が向上するよう、取り組みを進めます。

■施設サービス向上研究会



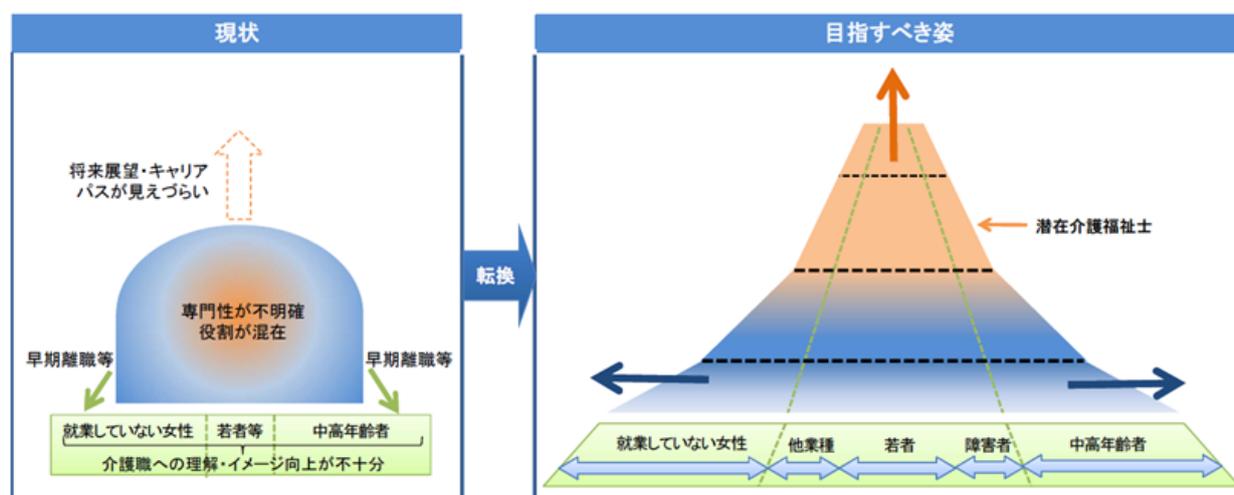
背景とねらい

東京都の第七期高齢者保健福祉計画における2025（平成37）年の介護人材需給推計によると、上位推計では約4万7千人、中位推計では約3万5千人、下位推計では約1万9千人の介護職員の不足が見込まれています。

区では、区社会福祉協議会が1995（平成7）年に設立した品川介護福祉専門学校を支援し、介護福祉士の養成を継続的に行ってきました。区の修学資金貸付制度の活用により、福祉現場の就労へもつなげ、多くの人材を輩出しています。将来を見据えて、福祉人材の確保、育成を継続していくことが重要です。

また、介護職員の離職を減少させることも人材確保に寄与します。2016（平成28）年度の介護労働実態調査によると、離職した介護職員の5.1%が「家族の介護・看護のため」をやめた理由としています。適切な支援により、介護等を理由とする離職は防げる可能性があります。

介護人材確保の目指す姿として「富士山型」が示されています（下図参照）。専門性の明確化・高度化により現状の山を高くして、多様な人材の参入促進により現状のすそ野を広げていくことで「富士山型」へ転換していくとされています。高齢者など地域の住民の中から生活支援の担い手を養成していくことが、すそ野の拡大の一環として取り組まれており、住民の一人ひとりの自立と支え合いにより成立するものといえます。



（出典）介護人材確保地域戦略会議（第2回）参考資料

＜福祉人材の確保、育成＞

施策の方向性	主要な事業
(1) 専門人材の確保、育成	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な看護介護の専門人材の確保、育成 ■介護職の介護等による離職防止
(2) 地域福祉の担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉の担い手の育成と支援 ■支え合い活動の普及啓発と参加の促進

(1) 専門人材の確保、育成

- 全般的な労働力不足の中、特に看護介護人材は新規採用が困難になっています。多様な人材の確保について、外国人雇用の可能性など国の動向を含め検討し、中長期的な看護介護の専門人材の確保、育成を進めていきます。
- 特に、区では、現任者の就業継続を重視しており、看護介護の専門的な知識やノウハウの提供に加え、対人援助技術に関する研修実施やICTの活用等による負担の軽減と生産性の向上を支援していきます。また、介護職の介護等を理由とする離職を防止するための支援等を検討していきます。
- 慢性的な介護人材の不足に対応するため、品川介護福祉専門学校やNPO法人などと連携し、資格取得や人材育成のための研修事業などを実施します。
- 今後も介護福祉人材の確保と育成による質の高いサービス提供を目指します。

1) 多様な看護介護の専門人材の確保、育成

- 在宅における医療的な処置を必要とする要介護高齢者の増加を受け、国はたんの吸引などの一部の医療行為を介護職員が行うことができるよう、都道府県単位での研修体制を確立しています。
- 介護職員による医療行為の実施が適切かつ安全に運用されるようにするため、介護職員の研修体制や内容等について情報収集を行い、介護サービス事業者へ情報提供を行っていくなど、人材育成支援を進めています。
- 区では、高齢社会に対応し、2002（平成14）年度から福祉人材の育成拠点として「品川福祉カレッジ」を品川介護福祉専門学校に開設しました。組織的な研修の必要性をふまえて、管理者クラスのケアマネジャー、主任ヘルパー等の育成に重点をおきながら介護サービスの質の向上に取り組んでいます。
- 品川介護福祉専門学校では、2007（平成19）年には社会福祉士養成コースを設置し、高齢者や障害者などの高い専門性が必要とされる住民からの相談に応えられる人材を養成しています。また2016（平成28）年から「介護福祉士実務者研修コース」を開設

し、介護職員のキャリアアップを支援しています。

- 今後も実務従事者を対象とし、地域特性にかなった再教育を充実していきます。

2) 介護職の介護等による離職防止

- 適切な支援により、介護等を理由とする離職は防げる可能性があります。
- 区では、介護職の介護等による離職を防止するための支援等を検討していきます。

(2) 地域福祉の担い手の確保・育成

- 家族や地域との関係が希薄化する中、少子高齢化が進んでおり、虐待、孤立化、孤立死など地域においては様々な課題があります。そうした課題解決のためには、地域住民が主体的・積極的に地域活動に参画することが求められています。
- 区にはこれまでに培われた多様な地域活動があり、支え合い活動を核としながら、区民の地域活動への参画を推進していきます。
- また、品川介護福祉専門学校が実施する「すけっと品川養成講座」により、介護者の介護技術や地域でのボランティア活動における支援のスキルアップ等を図っています。区は引き続き、実施を支援し、地域における新たな福祉人材、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の確保に努めていきます。

1) 地域福祉の担い手の育成と支援

- 互助による支え合いを推進するため、地域や団体の特性に応じた支援をします。
- 地域福祉を推進する多様な協働の形を構築するため、地域や団体の特性に応じて、事業やサービスが継続的、安定的に行われるように活動を支援します。
- 地域福祉の核に位置付けられる区社会福祉協議会の活動を支援するほか、民生委員・児童委員、町会・自治会、社会福祉法人、NPO法人等の地域の課題を解決し地域福祉に貢献する多様な活動の担い手の支援・育成・協働を推進します。

2) 支え合い活動の普及啓発と参加の促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化

■ 各地区における在宅介護支援センターおよびサービス提供施設等の配置

日常生活圏域を 集約する基本圏域	品川地区		大崎地区		大井・八潮地区		大井西地区		荏原西地区		荏原東地区		
	品川第1	品川第2	大崎第1	大崎第2	大井第1	八潮	大井第2	大井第3	荏原第1	荏原第2	荏原第3	荏原第4	荏原第5
日常生活圏域	支え愛・ほっとステーション (日常生活圏域と同じ13地区の地域センターに設置)												
在宅介護 支援センター [20カ所]	台場	東品川 東品川第2	上大崎 西五反田	大崎	南大井 南大井第2	八潮	大井 大井第2	西大井	荏原 小山台	小山	成幸	中延 大原	戸越台 杜松
認知症対応型 通所介護 [12カ所、160名]		東品川SC 24	西五反田SC 12	大崎SC 12	月見橋の家 24	ミモザ品川八潮 12	大井SC 12		荏原SC 10	小山の家 10	成幸SC 10	中延SC 12 くおりあ湯〜亀 12	戸越台SC 10
認知症高齢者 グループホーム [14カ所、240名]			carna五反田 27 GH東五反田 18		GH東大井 9	GH八潮南 18 ミモザ品川八潮 9	GH温々 6 ロイヤル西大井 18 GH大井 9		あんしんケア ホーム小山 27 GH小山 9 きらら品川荏原 27		ロイヤル中延 27	GHソラスト ふたば 18 GH杜松 18	
小規模多機能型居宅介護 [9カ所、231名] ※人数は登録定員数	おもてなし 29		carna五反田 25 東五反田 倶楽部 25	おもてなし	東大井倶楽部 25 大井林町倶楽部 25	けめともの家 品川八潮 29				小山倶楽部 20		ぶらりす湯〜亀 24 ぶらりす 湯〜亀SUN 29	
看護小規模多機能型居宅介護 [2カ所、58名] ※人数は登録定員数							けめともの家 カンタキ西大井 29						杜松倶楽部 29
高齢者住宅 [10カ所、219戸]		東品川わかさ荘 パレスガル 103				八潮わかさ荘 40	大井倉田 わかさ荘 8	グレース マンション 12				メゾン琴秋 バンブーガーデン オーク中延 35	カガミハイツ アツミマンション 21
サービス付き 高齢向け住宅 [5カ所、179戸]			carna五反田 21		大井林町 高齢者住宅 90			そんぼの家S 西大井 48		ケアホスピタル 西小山 5		コムニカ 15	
軽費老人ホーム ケアハウス [3カ所、129戸]		東海ホーム 50	さくらハイツ 西五反田 43		さくらハイツ 南大井 36								
特定施設 [14カ所、801名] (※は地域密着型)	サニーライフ 北品川 66 H30.11予定	ボンセジュール 東品川 49 ニチイホーム 南品川 66	グッドタイム 不動前 67 ケアホーム 西五反田 81	※ファミリア ガーデン品川 29 ニチイホーム 不動前 91	ニチイホーム 大森 30 ※ケアホーム 東大井 29		ケアホーム 西大井 48 まどか西大井 60 アライブ 品川大井 58			ウエルナ 旗の台 67			グランダ 大井町 60
特別養護 老人ホーム [12カ所、965名] (※は地域密着型)	(南品川14丁目) 81 H31.4予定	晴楓 80	上大崎 102			かえで荘 80 八潮南 81		ロイヤルサニー 60	荏原 120		成幸 80 平塚橋 100	中延 80	戸越台 72 ※杜松 29
介護老人 保健施設 [2カ所、200名]	ソピア御殿山 100 H30.6予定				ケアセンター 南大井 100								

高高齢者の安心の住まい(品川区独自のしくみ) ※「ケアホーム西五反田」「ケアホーム東大井」は特定施設の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス)です。
※「さくらハイツ西五反田」と「ケアホーム西五反田」は一体の施設として軽費老人ホームと特定施設の届出をしています。

※「ケアホーム西大井」「ウエルナ旗の台」は特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅です。